【資料７】

令和９年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等

公益財団法人
日本知的障害者福祉協会
会　　長　　樋口　幸雄
政策委員長　　白石　孝之

公益財団法人　日本知的障害者福祉協会の概要

1. 設立年月日　：　昭和9(1934)年10月22日

2. 活動目的及び主な活動内容

本協会は、全国の知的障害関係施設・事業所を会員とする組織で、知的障害者の自立と社会・経済活動への参加を促進するため、知的障害者の支援及び知的障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

【本協会の主な事業】

〇知的障害に関する調査研究および結果の報告
〇知的障害関係施設・事業所における支援並びに運営の充実に資するための指導
〇知的障害福祉の啓発普及を目的とした各種研修会等の開催
〇社会福祉士養成施設の運営と、専門的な知識・技術並びに確固たる倫理観を有する社会福祉士の養成および施設・事業所職員の資質の向上を図るための研修の実施
〇知的障害福祉に係る専門図書の刊行及び研究誌を発行と、国民に対する知的障害福祉の普及啓発
〇関係機関並びに関係団体との連携と知的障害福祉の向上に向けた提言ならびに要望活動
〇地震・台風等の自然災害により被災した知的障害者、家族並びに施設・事業所への必要な支援
〇知的障害関係施設・事業所の経営の安定に貢献するため、全国の知的障害関係施設・事業所の職員を対象とした相互扶助事業及び保険事業の実施
〇知的障害福祉に顕著な業績を残した者の表彰　　等

【部会・委員会】

様々な活動を行うため、施設・事業の種類ごとに、または活動の分野ごとに部会や委員会を設けています。

【本協会の歩み】

昭和9年10月22日に設立、昭和42年8月8日に財団法人認可、平成25年4月1日に公益財団法人認可

3. 加盟団体数（又は支部数等）：　全国9地区・47都道府県に支部組織を置く

4. 会 員 数　：　6,532施設・事業（令和8年6月1日時点）

5. 法人代表　：　会長　　樋口　　幸雄

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（概要）

【基本的な考え方】
令和6年度報酬改定にて各種加算や人員体制拡充等により費用が増加したが、これは障害のある人が安心して地域生活を送ることを支えるための**不可欠な費用**である。一方で利用者本位とは考えにくい支援の実態も散見されており、**事業所の支援の質や取り組み内容等に関わらず一律に費用が増加し続けることは、支援の質・公平性・制度の持続可能性の観点から課題がある**と考える。
加えて人口減少が今後ますます加速するにあっては、他産業と遜色のない待遇や福祉の仕事の魅力発信などにより福祉人材の確保に取り組むとともに、人材の育成や専門性の向上、業務効率化等により人材不足を補うことも重要である。

1. 意思決定支援を基軸とした本人が真ん中にいる制度設計
2. 安定した福祉人材の確保・定着と専門性の向上の推進
3. シンプルで分かりやすい仕組みとテクノロジーを活用した業務効率の向上
4. 支援の質や取組内容が適正に評価・反映されたメリハリのある報酬体系

→ **障害のある人が安心して暮らすことのできる持続可能な支援体制の構築**

以上を当協会の基本的な考え方として、以下の通り提案する。

視点1 持続可能な制度としていくための課題・対処方策

・公平かつ適正な報酬設定は、制度の持続性と業界全体の支援の質の底上げに繋がると考えられるため、官・民・学識経験者等により、支援の質や内容も含めた**総合的な評価尺度と、評価と報酬が連動する仕組み**について**中期的に議論する場を設置**し、事業所の取り組みが適正に評価される仕組みの構築を目指すべきである。
・過度な事業所数の増加を抑制するため、地域のニーズに応じた事業所数となるよう**指定制度の在り方について検討**すべきである。
〈詳細：Ⅲ−1、Ⅲ−5−①、Ⅱ−6−①②等〉

視点2 人材の確保・育成・専門性向上・業務の負担軽減・効率化に向けた課題・対処方策

・**人材の確保定着**に向け、非常勤職員の有給休暇の取り扱いの見直し等**多様な働き方を推進**するとともに、より高い国家資格所有率を評価する等**国家資格取得を推進**し専門性向上を図るべきである。
・取得率の極めて高い加算の基本報酬への組み入れや、複雑化している職員配置計算を見直すなど、**報酬構造や職員配置をシンプルに**することで、業務の効率化を図るべきである。
・ICT化による業務の効率化をさらに加速するため、**補助金から給付費による評価**とし、継続的な推進を図るべきである。
・本来の事業の意義を逸脱しない範囲で、**より法人裁量による柔軟な事業所運営を可能とする仕組み**に発展させるべきである。
〈詳細：Ⅰ−1−③〜⑥ Ⅱ−3−⑤ Ⅱ−4−① Ⅱ−6−③ 等〉

視点3 報酬改定後の経営状況、賃上げや物価等への対応状況

・障害福祉分野と**全産業との賃金格差（月額7万円相当）の早急な解消**に向けて、抜本的な報酬の見直しが必要である。
・事業の多角化、大規模化による効率的な経営を目指すのであれば、法人内の種別間待遇差改善や種別間の人材の流動性を高めるために、処遇改善加算の**他種別と制度を一本化**、もしくは種別間の資金の流動化など処遇改善に係る**法人裁量範囲の拡大**を行うべきである。
・人件費や物価については、**毎年報酬に反映される仕組み**、例えば全産業の賃上げや人事院勧告、物価指数等に連動する仕組み（賃金スライド制・物価スラ イド制）とすべきである。
〈詳細：Ⅰ−1−①〜③ Ⅱ−1−① Ⅱ−4−①等〉

視点4 各地域でニーズに応じたサービス提供を受けられるための過不足ないサービス提供の確保に向けた課題・対処方策

・人口減少社会の中、特に人口減少地域においては人材の確保が困難となっていることから、例えば児童発達支援センターの中核的機能を担う専門職や、居宅介護支援事業所のサービス提供責任者など、確保が困難な職種については、**地域の実情や事業の実態に応じて配置要件や他の職種との兼務規定を緩和**すべきである。
・また、豪雪地帯など他地域では発生しえない**地域特有の課題**に対して配慮をすべきである。
〈詳細：Ⅰ−1−⑧Ⅱ−3−②③Ⅱ−4−①Ⅱ−5−②Ⅱ−8−①〜③Ⅱ−9−①等〉

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（概要）

視点5 より質の高いサービスを提供（多様な主体の参入に伴う・支援の内容・質のバラつき）する上での課題・対処方策

・事業所指定においては、**管理者やサービス管理責任者には一定の経験や研修受講を要件とするなど、要件を強化**すべきである。
・事業実施後においては、相談支援と事業所との連携強化が有効と考えるが、これには多くの時間を要するため、**より本人を中心とした相談支援の実施という観点**からも**計画作成・モニタリング数を20件/月程度を基準とすべき**である。
・運営指導のマンパワーが不足する中、居住系サービスにおいては**地域連携推進会議を最大限活用**し、自治体が必要と判断した場合は、**自治体が推薦する事業運営に見識のある者の選任を求める**ことができるようにするなど、民間の力を活用も検討すべきである。

〈詳細：Ⅱ-1-①、Ⅲ-5等〉

視点6 地域生活の支援や重度化・高齢化への対応、他制度との連携強化その他各分野における様々な課題・対応方策

・所得の少ない重度高齢の障害者の地域生活を支えるため、食費の設定や**食事提供体制加算の見直し、家賃補助も含めた補足給付**の額は**公的な統計と連動する仕組み**にすべきである。
・様々な食事形態の提供体制の評価や、生活介護の入浴加算対象者の拡大など、**特別な配慮が必要な重度障害者が安心して日常生活を送ることができる仕組み**にさらに発展させるべきである。
・福祉の範囲で行える医療には限界があるため、特に専門的な医療を必要とする重度高齢障害者に対しては、サービスの種類を問わず、**地域の医療サービスと連携して支援を行うことができる仕組み**を構築すべきである。

〈詳細：Ⅰ-2-②、Ⅱ-2-④、Ⅱ-3-④、Ⅱ-5-①③④等〉

その他 居住支援（障害者支援施設・グループホーム）の在り方に関する提言

地域移行は本人の「誰とどこで住みたいか」という意思を実現するという「目的」を達成するための様々な「手段」の中の一つであり、施設か地域かと相対するのではなく、あくまでも**施設入所支援もグループホームも自宅等での生活も、暮らし方の選択肢の一つ**として捉えるべきである。
障害者支援施設は地域の中核的役割を担うことを明確にした上で、グループホームも含めて、**居住選択支援（地域移行支援）や日中の生活支援・活動支援を意思決定支援に基づき実施**することと併せて、**居住環境の整備の推進**を並行して行うべきである。

【 障害者支援施設とグループホームの役割の整理 】

機能		障害者支援施設	グループホーム
居住支援 地域移行支援 余暇・社会参加支援		共通の役割	
日中活動支援 社会参加支援		24時間体制支援ニーズに対応する役割	×
セーフティネット	地域生活支援拠点等	地域の中核的役割	任意又は可能な限り
	専門的支援		

1. 地域移行支援
・意思決定支援を基軸とし**地域移行から居住選択支援へ**発展させるべきである。

2. 日中の生活支援・活動支援
・日中サービス支援型グループホームにて経常的に日中ホームで暮らす場合は、本人の希望に基づきサービス等利用計画に記載の上で支給決定するなど、**本人の意思に反した暮らし方にならないよう運用上の取り扱いを定める**べきである。
・施設入所支援利用者の日中活動の選択肢の拡大に向け、他事業所利用促進を図るため、**施設入所単体で経営が成り立つ報酬構造**とすべきである。

3. 居住環境の整備
・施設の建替え等の際には**原則個室**とし、**生活単位の縮小を推奨**すべきである。
・生活単位の縮小を促進するための方策として、**施設入所支援の30人定員区分の単価を新設**するとともに、**定員区分を5人単位に**すべきである。
また、本体施設の定員を減少させることを前提とした**サテライト施設の仕組みの創設**の実現について具体的な議論をすべきである。

〈詳細：Ⅱ-2-①②③⑤、Ⅱ-3-①、Ⅲ-4〉

令和９年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

Ⅰ 横断的事項

現状と課題	提案事項	視点及び根拠資料
1．障害のある人たちへの安定的かつ持続可能なサービス提供について		
①障害福祉分野と全産業平均の賃金格差の解消について 障害福祉分野の賃金水準は、全産業平均と比 べ月額7万円程度低い水準にある。また、令和8年度の全産業の賃上げ率 は、5.05%である一方で、本会を含む障害福祉関係8団体による調査結果では障害福祉分野の賃上げ率は4.74%と、依然として全産業平均と大きな賃金格差がある。	・他産業との給与格差を早急に是正すべきである。	視点２・３・５ ・資料①－１ ・資料①－２
②人件費や物価の上昇が毎年報酬に反映される仕組みの導入について 障害福祉サービスの報酬改定は3年に一度の周期で行われていますが、昨今の大幅な賃上げ基調と 更なる物価高騰が今後も想定される中、現行の改定周期では全産業との格差は拡大する一方で、人材の流出も懸念される。	・物価、最低賃金、他産業や公務員給与が毎年大幅に伸びている中、公的な統計と連動して毎年改定する仕組みにすべきである。	視点３ ・資料②－１ ・資料②－２ ・資料②－３ ・資料②―４
③処遇改善の仕組みについて 介護、障害、保育の処遇改善の仕組みや額が異なることや、種別間の資金の流用が厳格なため、複数種別を運営する法人内の処遇改善に種別間格差が生じており、包括的な運営に支障をきたしている。	・他種別と制度を一本化するか、処遇改善資金の流動化など、処遇改善に係る法人裁量の範囲を拡大すべきである。 ・専門性の確保、資質の向上の観点から、保育分野を参考に勤続（経験）年数をより評価する仕組みとすべきである。	視点２・３ ・資料③－１ ・資料③－２ ・資料③－３ ・資料③－４
④加算の整理について 事業所の実情に応じたきめ細やかなサービスを提供するためには、加算で対応することが望ましいが、現在全サービス合計で加算が160種類、減算が29種類と複雑化しており、分かりやすい制度設計と事務負担軽減の観点から、報酬構造の整理が必要である。	・取得率の極めて高い加算の基本報酬への組み入れや目的や内容の近い加算を統廃合するなど、報酬構造を簡素化し、業務の効率化を促進すべきである。	視点２ ・資料④
⑤雇用形態間の不均衡の解消について 常勤職員については常勤換算数に算定される有給休暇や研修参加が、非常勤職員について算定できないこととされており、雇用形態間で不均衡が生じているとともに、積極的な有給休暇の取得や研修参加の阻害要因となっている。	・多様な働き方を推進するため、非常勤職員の有給休暇・研修参加時間についても常勤換算数に算定できるよう見直すべきである。	視点２ ・資料⑤

令和９年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

現状と課題	提案事項	視点及び根拠資料
⑥ICTの導入による業務効率化の推進について 業務効率化や支援の質の向上を目的にICT化の推進が課題とされ、補助金制度が整備されているが、補助金創設以前から自費でICT化を進めてきた事業者は支援を受けられず、後発事業者のみが支援を受ける構造となっている。また、ICTは導入後も保守費用等のランニングコストが恒常的に発生するが、現行制度では十分に考慮されない。	・ICT化の推進を継続的かつ公平に行うため、補助金による一時的な支援ではなく、給付費においてランニングコストを含めて評価する仕組みに見直すべきである。	視点２
⑦福祉専門職配置等加算について 前回の報酬改定において、同加算Ⅰ ⅡとⅢを併給出来ることとなったが、対象が生活介護のみであり、サービス間で不均衡が生じている。 また、サービス間で兼務している場合は1事業所のみでしか取得できないことや、現行基準よりも有資格者をより高い割合で配置していることへの評価をすることで、専門性の向上が期待できる。	・全サービスにて同加算Ⅰ ⅡとⅢの併給について生活介護と同様の取り扱いとすべきである。 ・同加算の兼務の取り扱いについて見直すべきである。 ・専門性向上の観点から同加算Ⅰの上位区分を設けるべきである。	視点５ 視点５ 視点５
⑧地域の実情に応じた経費への対応について 特定の地域において暖房・除雪・降灰除去など、他地域では発生しない経費が経常的に発生している。	・地域特有の課題に対応する報酬上の配慮をすべきである。	視点４
２．障害のある人たちが安心して暮らすことができる仕組みについて		
①物価高に対応した生活の保障について 物価が急激に上昇している中にあって、サービス利用者の多くは収入が少ないことに加え日々の負担も増している。物価は地域によって大きく異なり、特に都市部など物価の高い地域に居住する利用者にはさらに多くの負担となっている。また、建築資材の高騰や民間賃貸住宅の家賃の値上げ等により、グループホームで暮らす障害者の家賃負担が重くなっている。	・食事提供加算を恒久化し、食事提供加算・補足給付の額は物価指数と連動する仕組みにするとともに、地域の状況に応じた金額設定にすべきである。 ・グループホームにおける家賃補助を増額すべきである。	視点３ ・資料⑥－１ ・資料⑥－２ ・資料⑥－３ 視点３ ・資料⑦－１ ・資料⑦－２
②特別な配慮が必要な利用者への食事の提供について 機能が低下するなど一般的な形態での食事では摂取が困難な利用者に対して、個々に応じた形態の食事を提供することが望まれるが、これには費用と労力が必要である。	・食事に特別な配慮が必要な人に対応した形態にて食事を提供することに対して評価すべきである。	視点６ ・資料⑧

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

Ⅱ 各サービスに係る提案

現状と課題	提案事項	視点及び根拠資料
1．相談支援		
①計画相談単独でも経営が成り立つ報酬の設定について 丁寧な相談支援を行うと作成件数が増えず、上限件数の半数に満たない相談支援専門員が4割を占めている（本会調べ）ため、多くの事業所が計画相談単独では支出超過となっており、撤退する事業所も増加している。 また計画相談事業所は小規模であることが多いため、上位の機能強化型が取得しづらく、連携による場合であっても連携先の確保が困難な場合や要件が難しく連携に至らない場合がある。 新たに処遇改善の対象になったが、これまで法人の持ち出しで処遇改善を行ってきた事業所が多い中、今回の臨時改定の加算率が他サービスの本年度の増加分のみとなっている。	・ICTの活用など相談支援業務全般の効率化を前提として月当たり20件程度の計画作成・モニタリング数を基本とした報酬設定とすべきである。 ・配置職員数を根拠とする単価設定の在り方について再考すべきである。 ・連携にて機能強化型を算定する際の要件について緩和すべきである。 ・処遇改善加算については、他サービス同様の累積の処遇改善率とすべきである。	視点2・3・5 ・資料⑨－1 ・資料⑨－2 ・資料⑨－3 視点3・5 視点4・5 視点2・3・5
2．障害者支援施設		
①日中活動の選択肢の拡大に向けた取り組みについて 施設入所支援利用者の日中の活動の場は、意思決定支援に基づき、住まいの場と異なる場所で活動を促進することが求められ、その方法として他事業所の利用が考えられるが、現在の施設入所支援の報酬では日中他事業所の利用が多くあると、事業維持できない。 一方で障害者支援施設が実施する生活介護においては、夜間や土日に勤務する職員も常勤換算数に含まれるため、生活介護等の時間帯について、通所型の生活介護事業所と体制上同じ職員配置数でありながら、実際の配置職員数は少ないという不均衡が生じている。 また施設自身が敷地外の活動場所を整備することも考えられるが、同一敷地内の活動と比べ多くの費用が掛かるという課題がある。	・日中活動の選択肢の拡大に向け、他事業所への利用促進を図るため、障害者支援施設全体としての収入を維持しつつも、昼夜の収入割合を見直し、施設入所が単体でも経営が成り立つ仕組みとなるよう中期的、段階的な議論をすべきである。 ・施設利用者が従たる事業所など敷地外に整備した場所での活動を支援した際に報酬上評価すべきである。	視点4 その他 視点5 その他 ・資料⑩－1 ・資料⑩－2 ・資料⑩－3

令和９年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

現状と課題	提案事項	視点及び根拠資料
②夜間帯の支援の充実について 同じ居住支援でありながら、グループホームは世話人の最低基準だけで6:1から5:1、夜勤者も居住単位で1名となっているところ、施設入所支援の夜勤者配置が少なく、不均衡な状態になっている。	・施設入所支援の夜勤職員配置体制加算について、加配人数に応じた仕組みにすべきである。	視点６ その他 資料⑩―４
③生活単位の縮小促進に向けた取り組みについて 生活単位の小規模化に向けた取組みや実績等について報酬上評価されたが、定員を減らすことは経営上のリスクも大きく、より生活環境の向上に向けた取り組みを促進する仕組みが必要である。 さらに、安心・安全な環境で地域での暮らしを実感できる仕組みの創設も求められる。	・施設入所支援の30人定員区分の単価を新設すべきである。 ・施設入所支援の定員区分を5人単位にすべきである。 ・個室による支援を評価すべきである。 ・サテライト施設を創設するとともに、それに見合った人員配置及び報酬上の評価をすべきである。	その他 その他 その他 その他 ・資料⑩―４
④医療支援の強化について 通院加算の新設や一部訪問診療の利用が認められるなど、医療支援の強化を図って頂いたところですが、今後ますます重度化高齢化に伴い医療との関わりが強くなることが予想される中、人材確保とより専門性の高い医療支援の観点から、さらなる充実が必要である。	・訪問看護等、利用できる外部の医療系サービスの範囲を拡大するとともに、居宅介護（通院等介助）を利用できるようにすべきである。 ・通院加算を実態に見合った報酬額とすべきである。	視点６ ・資料⑪ 視点６
⑤地域の障害福祉の基盤としての中核機能の強化について 障害者支援施設が地域における障害福祉の基盤として中核機能を今以上に発揮できるよう、地域生活支援拠点等の中核的役割や地域の権利擁護の拠点機能、地域の事業所等へのスーパーバイズ機能等の強化を図る必要がある。	・障害者支援施設が地域における障害者支援のセンターオブセンターとして中核的支援機能等を発揮できるよう、専門的人材の配置及びそれに伴う報酬上の評価をすべきである。	視点５ その他 ・資料⑩―４
３．共同生活援助		
①日中サービス支援型の平日昼間の支援の在り方について 日中サービス支援型は、本来高齢化や病気など、日中活動サービス等を利用することが困難な人への日中生活支援を行うことを目的として創設されたが、若く健康で他の日中活動サービスを利用することが望ましい利用者に対しても昼間ホームで過ごすことを条件に、利用契約を行うなど、利用者を抱え込んでいるケースも散見される。	・シンプルな制度設計の観点から日中サービス支援型の介護サービス包括型への統合が望ましいが、少なくとも現行の類型においても平日日中の生活支援についてはサービス等利用計画に記載の上、支給決定を受けるなど、本人の意思に反した日中のホーム利用について、対策を講じるべきである。	視点２・４ その他

令和９年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

現状と課題	提案事項	視点及び根拠資料
②日中支援加算の在り方について 体調不良等やむを得ない理由により日中系事業所から短時間でホームに帰った場合、現行の制度上では同加算を算定できず、実態と不整合が生じている。	・通所事業所から短時間で帰宅し、長時間ホームにて支援を行う場合の取り扱いについて検討すべきである。	視点４
③サテライト型の在り方について 単身生活の支援を促進する上で、サテライト型は大変有意義なサービスだが、現状は単身生活へのステップアップの目的となっており利用期限が定められている。	・サテライト型の利用期限を見直すべきである。	視点４
④医療支援の強化について グループホームは支援度の高い人を支えるサービスとなってきており、それに伴い通院などの医療支援の比重も高くなっているが、障害者支援施設に新設された通院加算のような仕組みがない。特に日中サービス支援型以外の類型では日中職員は配置されておらず、別途時間外等で職員を手配しなければならない。 また居宅介護（通院等介助）を利用できるが、月2回以内の定期通院という要件があるため、活用しづらい状況にある。	・施設入所支援同様の通院加算を新設すべきである。 ・居宅介護（通院等介助）利用の要件を見直すべきである。	視点６ 視点６ ・資料⑪
⑤運営の効率化について グループホームは世話人、生活支援員、夜間支援従事者を兼務しているケースが多いことに加え、類型単位で事業所指定を取得するため、極めて複雑な制度となっており、業務負担も多く、人員の過不足等も把握しづらい。	・複数の類型を併せて1つの事業所として指定できるようにすべきである。 ・世話人の生活支援員への一本化を含め、必要職員数の計算方法の簡素化を図るべきである。	視点２ 視点２
４．居宅介護等		
①居宅介護の安定的な経営基盤の構築について 居宅介護等は①事業所規模が小さい②待機時間が多くなりやすい、長距離長時間の移動がある等、直接支援以外の時間が多い③利用キャンセルがあっても他のサービスの欠席時対応加算に類するものがない、などの理由から経営的に不安定になりやすく、倒産や撤退する事業所が増加している。	・業務特性に配慮し、安定した経営を行えるよう基本報酬の設定とすべきである。 ・サービス提供責任者について同法人が実施する障害福祉サービスのサービス管理責任者との兼務を可能とするなど要件を緩和すべきである。	視点３．４ 視点２・３・４

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

現状と課題	提案事項	視点及び根拠資料
5. 生活介護		
①送迎加算（Ⅰ）について 本会調査では送迎を実施している事業所は9割以上あるが、送迎加算（Ⅰ）を取得している事業所は7割程度にとどまっている。特に20人程度の小規模の事業所においては1回に月平均10人以上の利用という要件が取得できない原因の一つではないかと考える。	・送迎加算（Ⅰ）の要件について撤廃もしくは見直しをすべきである。	視点4・6 ・資料⑫－1 ・資料⑫－2 ・資料⑫―3
②利用時間数における配慮規程について 前回報酬改定にて「往復3時間を超える場合」等、長時間送迎に一定の配慮を頂いたが、地域の実情は様々であり、またサービス提供時間以外にも送迎に従事する職員体制が必要な状況である。 また、同配慮事項においては「地域に利用できる生活介護事業所がない」という要件があるが、本人の意思決定支援の観点から、本人の希望に沿ったサービスを選択できることが重要であると考える。	・送迎の実情に応じた配慮をさらに検討すべきである。 ・意思決定支援の観点から、地域に利用できる生活介護事業所がないことの要件については撤廃すべきである。	視点4・6 視点4・6 ・資料⑭
③入浴支援加算について 前回報酬改定より入浴支援加算が新設されたことは大変有意義であったが、対象となっていない行動障害のある人など自宅での入浴が困難な場合がある。	・本加算の対象者を拡大すべきである。	視点4・6 ・資料⑫－3 ・資料⑬―1 ・資料⑬―2
④重度障害者支援加算について 重度障害者支援加算Ⅰは医療的ケアの必要な重度者への支援を評価する加算であり、Ⅱ及びⅢは強度行動障害のある人への支援を評価する加算であるにもかかわらず、ⅠとⅡもしくはⅢの併給は認められていない。	・重度障害者支援加算ⅠとⅡもしくはⅢの併給を認めるべきである。	視点3・6
6. 就労支援		
①就労継続支援A型について 本サービスは雇用契約に基づき、障害のある人が労働者として働く場の提供に加えて、福祉的支援を提供することに意義があることを明確にした評価の仕組みが必要である。	・本サービスの役割の明確化と、その役割に基づいた評価項目の見直しについて検討すべきである。	視点1

令和９年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

現状と課題	提案事項	視点及び根拠資料
②就労継続支援B型について 障害のある人が地域生活を営めるよう工賃向上は重要であり、制度として工賃向上を支える仕組みを作ると同時に、より高い工賃を支払う事業所は評価されるべきである。 一方で、社会情勢等不可抗力により前年度工賃を下回ることもあることを前提とした制度設計も必要であるとともに、本サービスは支援度の高い人たちの働く場という役割も担うため、支援度の高い人たちの受け入れや工賃以外の支援の質や取り組みについても評価されるべきである。	・最低賃金の上昇に伴い目標工賃指導員配置加算額を見直すべきである。 ・現行の最上位の工賃区分を上回る工賃を支払う事業所を評価すべきである。 ・目標工賃達成加算の取得要件を見直すべきである。 ・工賃以外の多軸評価の仕組みを検討すべきである。	視点１・２ 視点１・２ 視点１ 視点１・５
③就労選択支援・就労移行支援・就労定着支援について 一般就労に向けた取り組みを推進するため、就労選択支援・就労移行支援・就労定着支援については、まずは同一事業所として有機的に連動しながら進めていくこと、加えて地域の事業所との連携も重要である。	・複数事業の一体的かつ弾力的な運営を可能とする仕組みを構築すべきである。 ・他事業所からの就労定着支援の受け入れに伴う業務量増加について評価すべきである。	視点２・４ 視点２・５
④施設外就労について 施設外就労は、地域の企業等における実際の職場環境を利用し、支援者と共に働く意欲や技能を高める機会となる。また企業にとっても障害者雇用への理解を深める契機となるなど、双方にとって大きな意義がある。利用者の一般就労への移行や促進を見据えた支援がますます重要となっており、そのための一つの有効な手段が「施設外就労」である。	・支援の内容等の加算要件を厳格化したうえで、施設外就労にかかる支援について適正に評価すべきである。	視点５
⑤重度者要件について 重度の利用者が多い就労支援事業所では丁寧な支援に多くの時間を要しており、現行報酬では十分に支援に対する評価がされていない状況にある。	・利用者の重度化・高齢化に対応している状況を報酬の算定要件に詳細に加えるべきである。 ・重度者の要件について、障害者基礎年金1級受給者の割合のみでなく、支援区分や障害者雇用での要件と同様に療育手帳の判定なども基準に加えるべきである。	視点６ ・資料⑮－１ ・資料⑮－２ ・資料⑮－３

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

現状と課題	提案事項	視点及び根拠資料
7. 宿泊型自立訓練		
①利用期限延長に伴う減算の廃止と早期移行加算の創設について 標準利用期限は2年とされており、利用者の障害特性や生活準備状況の多様性に対応できない仕組みである。	・利用期限の延長に伴う減算を廃止し、利用期限を緩和するとともに、早期に（地域）移行した場合の加算を設けるなど、移行促進に対する評価をすべきである。	視点4・5
②人員配置加算の創設について 特に軽度の利用者については、相談や生活課題、社会生活課題に対する支援に時間を要し、対応が困難な場合もあり支援が必要である。	・利用者の状況に応じて手厚く職員を配置した場合には、グループホームと同様に人員配置加算を創設すべきである。	視点5
③緊急時対応加算の創設について 急病時における緊急搬送や事故、警察等介入事案などにおける緊急時の対応について、職員を増員して対応している状況にある。	・支援の実績に応じた加算を設定すべきである。	視点4・5・6
8. 障害児通所支援		
①中核的機能強化加算について 中核的機能が地域を支えるという意義は大変重要であるが、専門職をはじめとする職員不足により中核の取得を断念する場合がある。	・本加算の体制や専門職配置については実情に見合った柔軟な人員配置とすることができるようにすべきである。	視点4
②家族支援加算Ⅱについて 児童発達支援センターでのグループでの家族支援は大変重要ですが、契約数の多いクラスでは8人を超えて集まることもある。	・同加算について人数の上限を柔軟にすべきである。	視点4
③保育・教育等移行支援加算について 現行では退所後1か月を期限としているが、1か月以内の訪問支援は新生活に適応する大切な時期であるため、さらに中期的なスパンでの訪問支援が必要である。	・同加算については、訪問期限を退所後6か月後に延ばすなど、柔軟に対応できるようにすべきである。	視点4
④食事提供加算について 低所得家庭への配慮や子育て支援、食育の観点から給食費の利用者負担について配慮が必要である。	・他制度に合わせた給食費負担とすべきである。	視点4・6

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

現状と課題	提案事項	視点及び根拠資料
9. 障害児入所支援		
①ソーシャルワーカー配置加算について 障害児入所施設では、家庭調整や関係機関連携、退所後支援等の業務が増大する一方、人材不足が深刻化している中、現行の加算要件は実態に合わず、専門職配置が進みにくい状況にある。	・同加算については、他の職種との兼務を認めるなど、要件を緩和すべきである。	視点４
②要支援児童加算に係る基準の明確化について 現行では被虐待に起因する心理的ケア、行動面の課題、家族調整等に必要な支援について評価されにくく、特に被虐待児は措置として扱われることが多い現状を踏まえた対応が必要である。	・同加算について、明確な判断基準を策定すべきである。	視点６ ・資料⑯－１ ・資料⑯－２
③被虐待児受け入れ加算の適用期間について 被虐待児への支援は生活安定、心理的回復、対人関係形成、学習・生活習慣の再構築などに一定の期間を要するが、現行の適用期限では継続性が確保されにくい。	・同加算の適用期間を延長すべきである。	視点４ ・資料⑯－１ ・資料⑯－２

令和９年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

Ⅲ 間接的に報酬改定に影響を与える事項

１．支援の質や内容などが総合的に評価される尺度の設定と、評価と報酬が連動する仕組みについて 【視点１・５】

公平かつ適正な報酬設定は、制度の持続性と業界全体の支援の質の底上げに繋がると考えられるため、官・民・学識経験者等により、従来のストラクチャー中心の評価に加え、プロセス、アウトカム、支援の質や内容などの総合的な評価尺度と、評価と報酬が連動する仕組みについて中期的に議論する場を設置し、事業所の取り組みが適正に評価される仕組みの構築を目指すべきである。

２．支援度の高い人への支援の充実について 【視点６】

強度行動障害のある人への支援体制として、事業所における中核的支援人材、地域における広域的支援人材の配置は大きく期待される仕組みであるため、形骸化しないよう、現状中核的人材養成研修について国研修受講者が少ない状況であること、広域的支援人材の養成についてはまだ国研修としては実施されていないことを踏まえて、研修の組み立て、仕組みづくりなどに対して、都道府県に対しスタッフの派遣なども含めて運営のサポートすべきである。

３．事業の目的と実態に即した事業名称への変更の検討について 【その他】

障害福祉サービスの各種サービスの内、一部のサービスについて、求められている役割や、今後求められる役割とサービスの名称にギャップがあるものがある。障害者自立支援法施行から20年の節目の年ということもあり、改めて各サービスに求められる役割をイメージできる名称を検討すべきである。

（例）障害者支援施設＞＞地域拠点ホーム　生活介護＞＞社会参加支援　など

４．施設整備について 【その他】

一部サービスの急増や人口減少社会にあることや、特に障害者支援施設についてはその在り方について生活環境の向上が求められる中にあって、今後の施設整備費については創設よりも建て替えや大規模修繕に重点を置くべきである。

この際に、特に障害者支援施設においては個室を原則・生活単位の縮小を推奨すべきである。

５．サービスの質の確保に関する方策について 【視点１・５】

一部のサービスについては急激な事業所数の増加とともに支援の質について多くの課題が指摘されているが、その要因として、スキルや経験のない事業者の参入の増加、指定制度の制度的限界、運営指導の体制などが考えられる。

これらの課題解決に向け、以下について検討すべきである。

①事業所指定の指定強化について 【視点１・５】

・代表者および管理者は障害者支援の経験を有することを原則とし、経験がない場合は全国社会福祉協議会が実施する社会福祉施設長資格認定講習の受講や、介護保険の仕組みに準じた施設研修を実施するなど、一定の研修を受講することを要件とする。

・居住系サービスのサービス管理責任者は、一定期間の居住系以外のサービス管理責任者の職務経験を有することとする。

・総量規制については、全国一律に行うのではなく、市町村は障害福祉計画策定の際に必要数についてニーズ調査を行った上で、算出した必要数に基づき、また市町村による意見申し出制度の周知と積極的な活用により、指定を行うこととする。

・市町村に対し協議会などの活用した意見を基に、意見申し出制度を有効活用できるよう周知を図る。

②事業開始後の支援の質の評価について 【視点１・５】

・行政による運営指導については、特に都市部においては急激に増加する障害福祉サービスに対応できるだけのマンパワーが十分でなく、今後もこの課題を解消することは困難であると考えることから、例えば居住系サービスについては、地域連携推進会議の委員の人選について、指定権者が必要と判断した場合は、指定権者が推薦する事業の運営に見識のある者を複数名委員とすることができるようにするなど、民間の力を活用する。

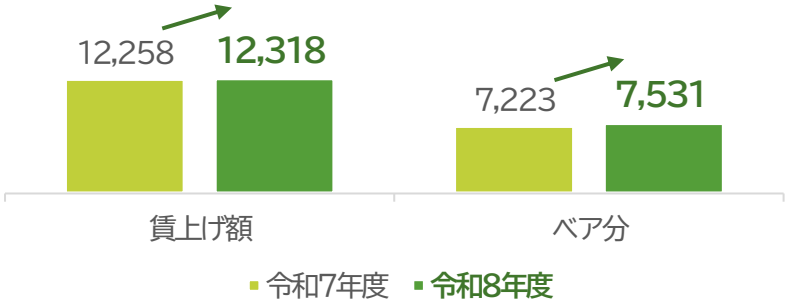
【資料編】

1. 障害のある人たちへの安定的かつ持続可能なサービス提供について
①障害福祉分野と全産業平均の賃金格差の解消について

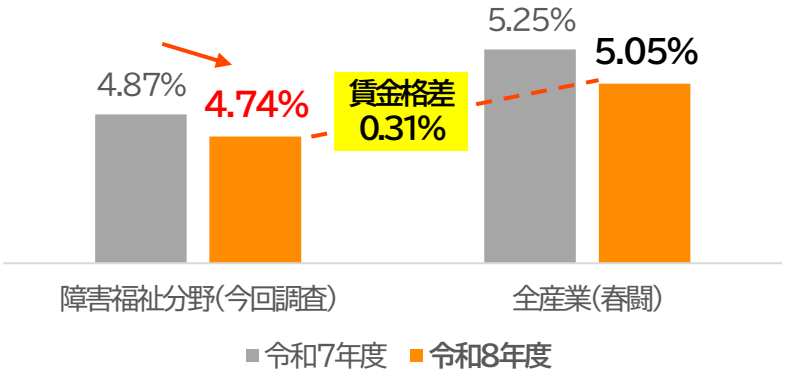
正社員（1人あたり）の賃上げ状況　≫全体

【根拠資料①－１】

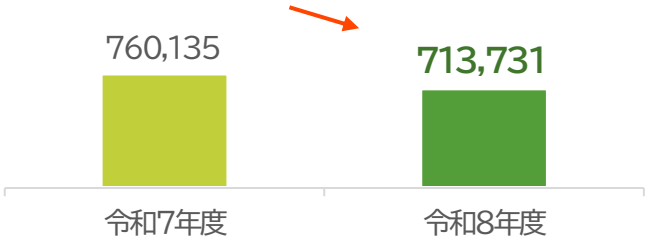
賃上げ額（月額／円）



賃上げ率



賞与・一時金（円）



	(※)前年所定内給与	賃上げ月額（平均）	賃上げ率
令和8年度	259,900円	12,318円	4.74%
令和7年度	251,800円	12,258円	4.87%

※前年所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づく障害福祉分野の令和6・7年の金額に基づき算出

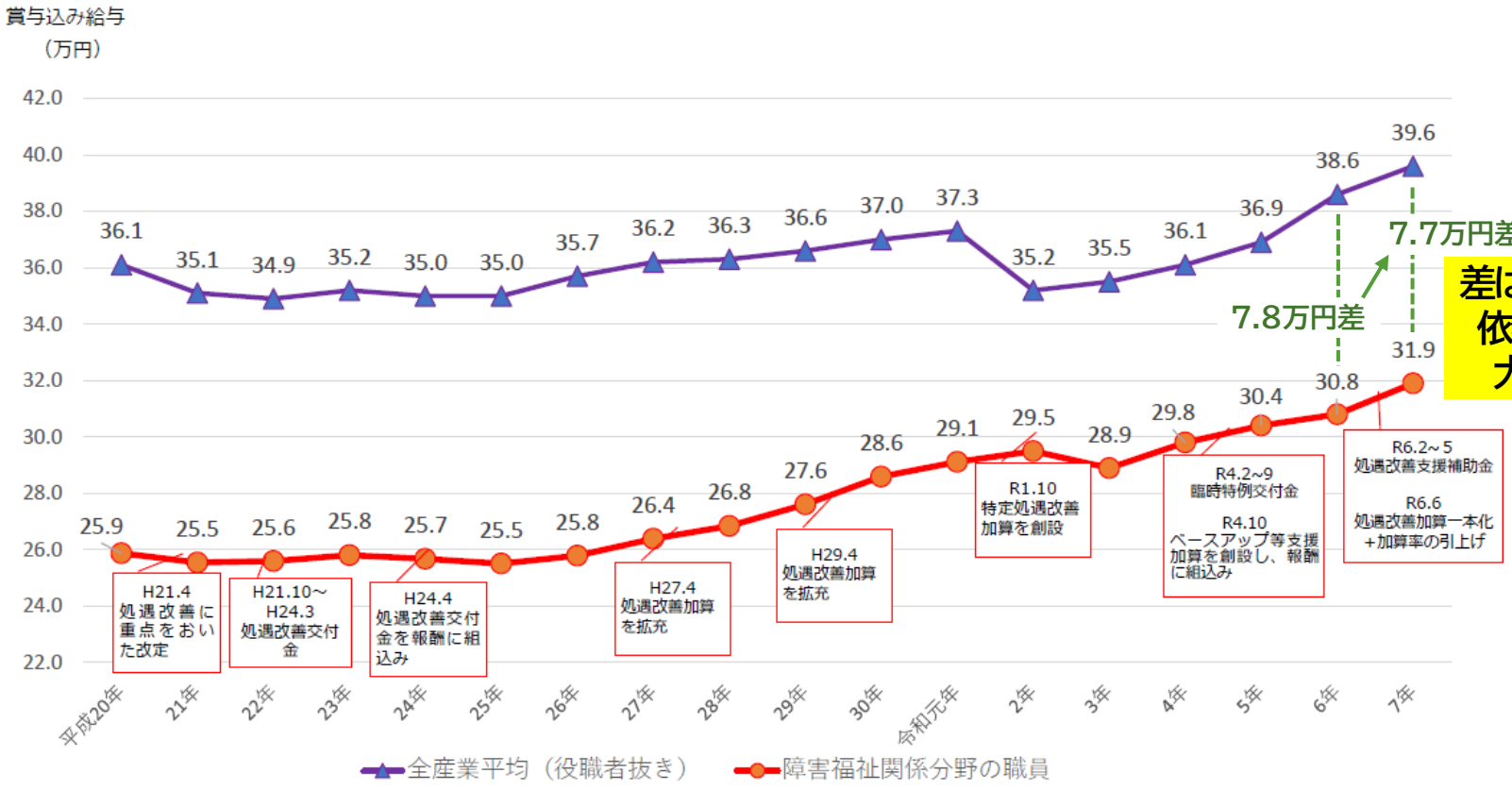
- ✓ 賞与・一時金は減少も、ベースアップは一定進んでいる
- ✓ 全産業との賃金差はわずかに縮まったが、依然、大きな格差
- ➡ **現行の加算水準にとどまらない抜本的な処遇改善が必要**

『障害福祉現場における賃上げ・物価高騰等の状況調査』障害福祉関係８団体調査（令和8年5月）より

【根拠資料①－２】

全産業との賃金格差

賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金推移



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき障害福祉課において作成。
注１）賞与見込み給与は、調査年の６月分として支払われた給与に調査年の前年の１月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。
注２）障害福祉関係分野の職員については、平成21年～令和元年は「保育士」、「ホームヘルパー」、「福祉施設介護員」を加重平均したもの。
令和２年～令和７年は「保育士」、「訪問介護従事者」、「介護職員（医療・福祉施設等）」を加重平均したもの。

【資料】

1. 障害のある人たちへの安定的かつ持続可能なサービス提供について
②人件費や物価の上昇が毎年報酬に反映される仕組みの導入について

【根拠資料②－１】

給与勧告の実施状況（行政職俸給表(一)）

	月例給		特別給（ボーナス）		行政職(一)職員の平均年間給与	
	官民較差率・額		年間支給月数	対前年比増減	増減額	増減率
平成２７年	0.36%	1,469円	4.20月	0.10月	5.9万円	0.9%
平成２８年	0.17%	708円	4.30月	0.10月	5.1万円	0.8%
平成２９年	0.15%	631円	4.40月	0.10月	5.1万円	0.8%
平成３０年	0.16%	655円	4.45月	0.05月	3.1万円	0.5%
令和元年	0.09%	387円	4.50月	0.05月	2.7万円	0.4%
令和２年	－	－	4.45月	△ 0.05月	△ 2.1万円	△ 0.3%
令和３年	－	－	4.30月	△ 0.15月	△ 6.2万円	△ 0.9%
令和４年	0.23%	921円	4.40月	0.10月	5.5万円	0.8%
令和５年	0.96%	3,869円	4.50月	0.10月	10.5万円	1.6%
令和６年	2.76%	11,183円	4.60月	0.10月	22.8万円	3.4%
令和７年	3.62%	15,014円	4.65月	0.05月	26.3万円	3.8%

『本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み』(令和7年8月 人事院)

【根拠資料②－２】

最低賃金（全国加重平均）の引上げ額と引上げ率の推移

○ 最低賃金（全国加重平均）のこれまでの引上げ額の最高は66円（2025年度）、引上げ率の最高は7.0%（1980年度・日額 ※時間額は1980年度の6.9%）となっている。

	加重平均額(円)		引上げ額(円)		引上げ率(%)	
	日額	(時間額)	日額	(時間額)	日額	(時間額)
昭和53年度（1978年度）	2472	(315)	148			
昭和54年度（1979年度）	2627	(334)	155	(19)	6.3%	6.0%
昭和55年度（1980年度）	2812	(357)	185	(23)	7.0%	6.9%
昭和56年度（1981年度）	2994	(379)	182	(22)	6.5%	6.2%
昭和57年度（1982年度）	3156	(399)	162	(20)	5.4%	5.3%
昭和58年度（1983年度）	3256	(411)	100	(12)	3.2%	3.0%
昭和59年度（1984年度）	3357	(423)	101	(12)	3.1%	2.9%
昭和60年度（1985年度）	3478	(438)	121	(15)	3.6%	3.5%
昭和61年度（1986年度）	3587	(451)	109	(13)	3.1%	3.0%
昭和62年度（1987年度）	3666	(461)	79	(10)	2.2%	2.2%
昭和63年度（1988年度）	3776	(474)	110	(13)	3.0%	2.8%
平成元年度（1989年度）	3928	(492)	152	(18)	4.0%	3.8%
平成2年度（1990年度）	4117	(516)	189	(24)	4.8%	4.9%
平成3年度（1991年度）	4321	(542)	204	(26)	5.0%	5.0%
平成4年度（1992年度）	4504	(565)	183	(23)	4.2%	4.2%
平成5年度（1993年度）	4644	(583)	140	(18)	3.1%	3.2%
平成6年度（1994年度）	4757	(597)	113	(14)	2.4%	2.4%
平成7年度（1995年度）	4866	(611)	109	(14)	2.3%	2.3%
平成8年度（1996年度）	4965	(623)	99	(12)	2.0%	2.0%
平成9年度（1997年度）	5075	(637)	110	(14)	2.2%	2.2%
平成10年度（1998年度）	5167	(649)	92	(12)	1.8%	1.9%
平成11年度（1999年度）	5213	(654)	46	(5)	0.9%	0.8%
平成12年度（2000年度）	5256	(659)	43	(5)	0.8%	0.8%
平成13年度（2001年度）	5288	(663)	32	(4)	0.6%	0.6%

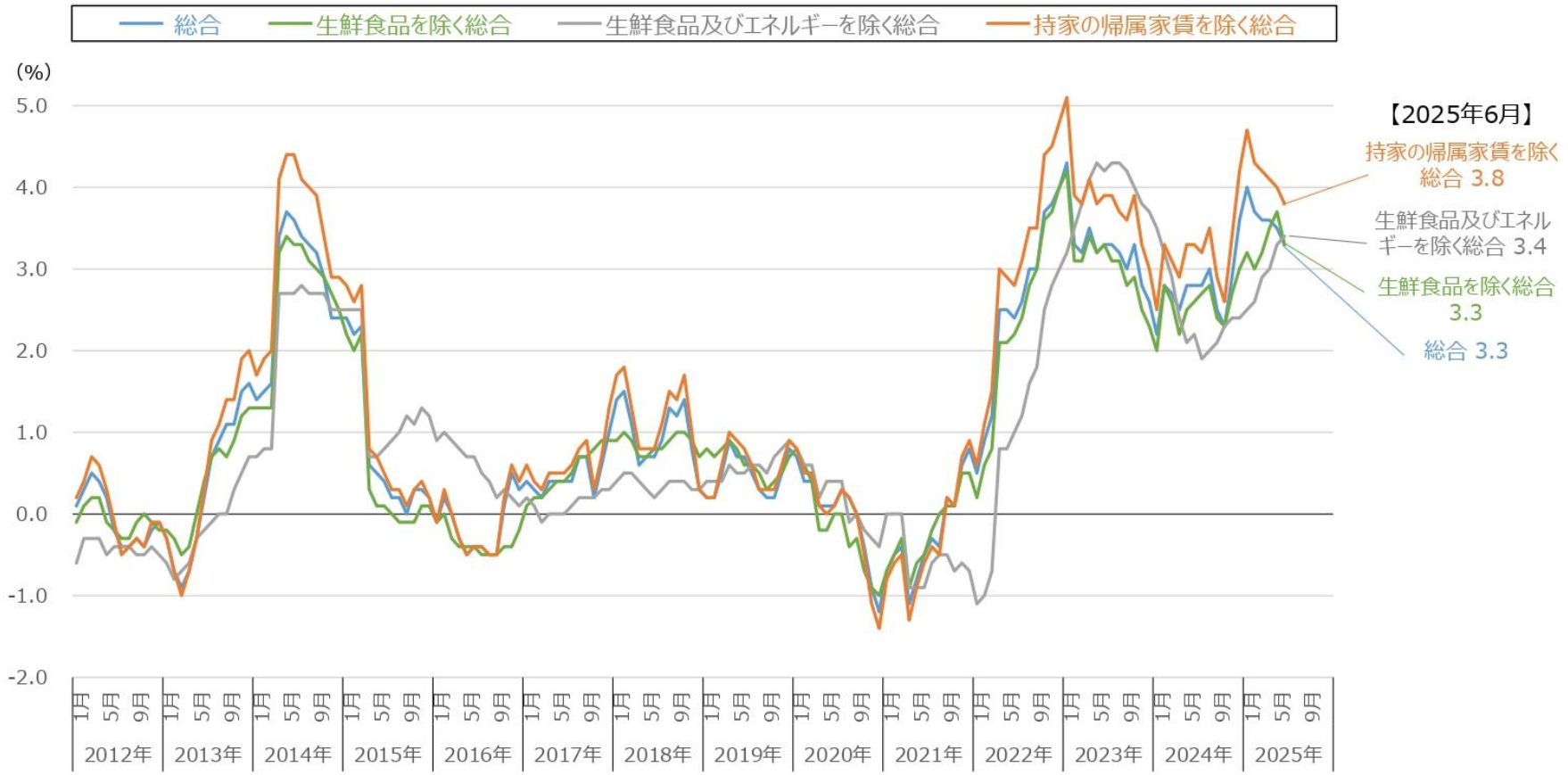
	加重平均額(円)		引上げ額(円)		引上げ率(%)	
	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額
平成14年度（2002年度）		663		0		0.0%
平成15年度（2003年度）		664		1		0.2%
平成16年度（2004年度）		665		1		0.2%
平成17年度（2005年度）		668		3		0.5%
平成18年度（2006年度）		673		5		0.7%
平成19年度（2007年度）		687		14		2.1%
平成20年度（2008年度）		703		16		2.3%
平成21年度（2009年度）		713		10		1.4%
平成22年度（2010年度）		730		17		2.4%
平成23年度（2011年度）		737		7		1.0%
平成24年度（2012年度）		749		12		1.6%
平成25年度（2013年度）		764		15		2.0%
平成26年度（2014年度）		780		16		2.1%
平成27年度（2015年度）		798		18		2.3%
平成28年度（2016年度）		823		25		3.1%
平成29年度（2017年度）		848		25		3.0%
平成30年度（2018年度）		874		26		3.1%
令和元年度（2019年度）		901		27		3.1%
令和２年度（2020年度）		902		1		0.1%
令和３年度（2021年度）		930		28		3.1%
令和４年度（2022年度）		961		31		3.3%
令和５年度（2023年度）		1,004		43		4.5%
令和６年度（2024年度）		1,055		51		5.1%
令和７年度（2025年度）		1,121		66		6.3%

※最低賃金は平成14年度（2002年度）から時間額表示に一本化

最低賃金に関するデータ・統計（厚生労働省）

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

○　2025年６月の消費者物価指数の「総合」は＋3.3%、「生鮮食品を除く総合」は＋3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は＋3.4%、「持家の帰属家賃を除く総合」は＋3.8%となっている（いずれも対前年同月比）。

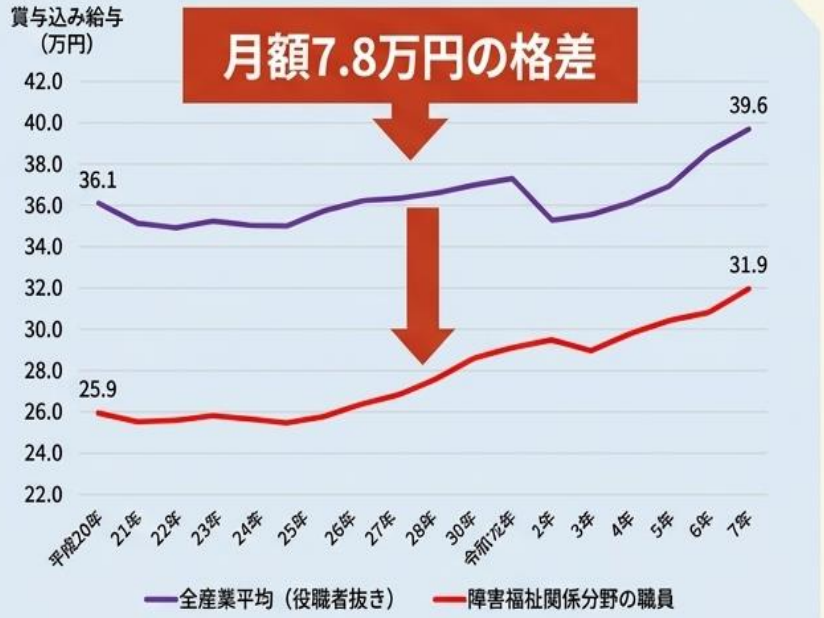


（資料出所）総務省「消費者物価指数」

【根拠資料②－４】

現場を直撃する「人材流出」と「経営圧迫」の二重苦

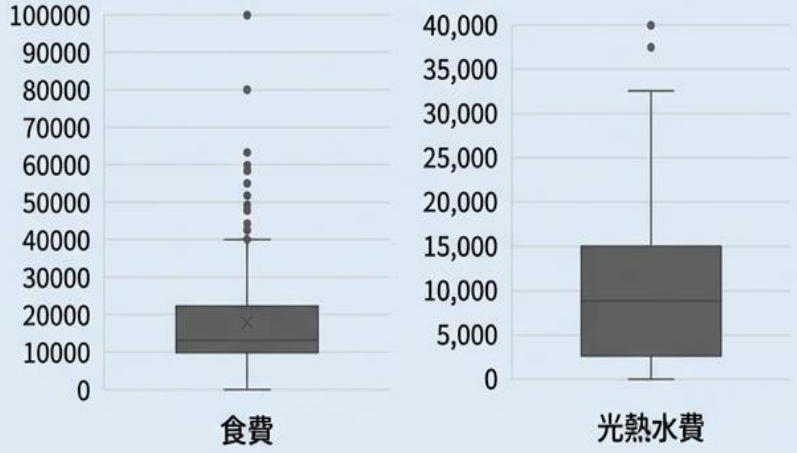
賃金格差



全産業平均との圧倒的な賃金格差が、福祉人材の他産業への流出を加速させている。

物価高騰

基準費用額（55,500円）を超過する実態



食費（平均43,862円）と光熱水費（平均14,909円）の高騰により、施設側が赤字を補填せざるを得ない限界状態。

全産業の賃上げ・物価指数等に連動する「スライド制」の導入が急務

※『障害福祉現場における賃上げ・物価高騰等の状況調査』障害福祉関係８団体調査（令和8年5月）のデータ等から作成

【資料編】

1. 障害のある人たちへの安定的かつ持続可能なサービス提供について
③処遇改善の仕組みについて

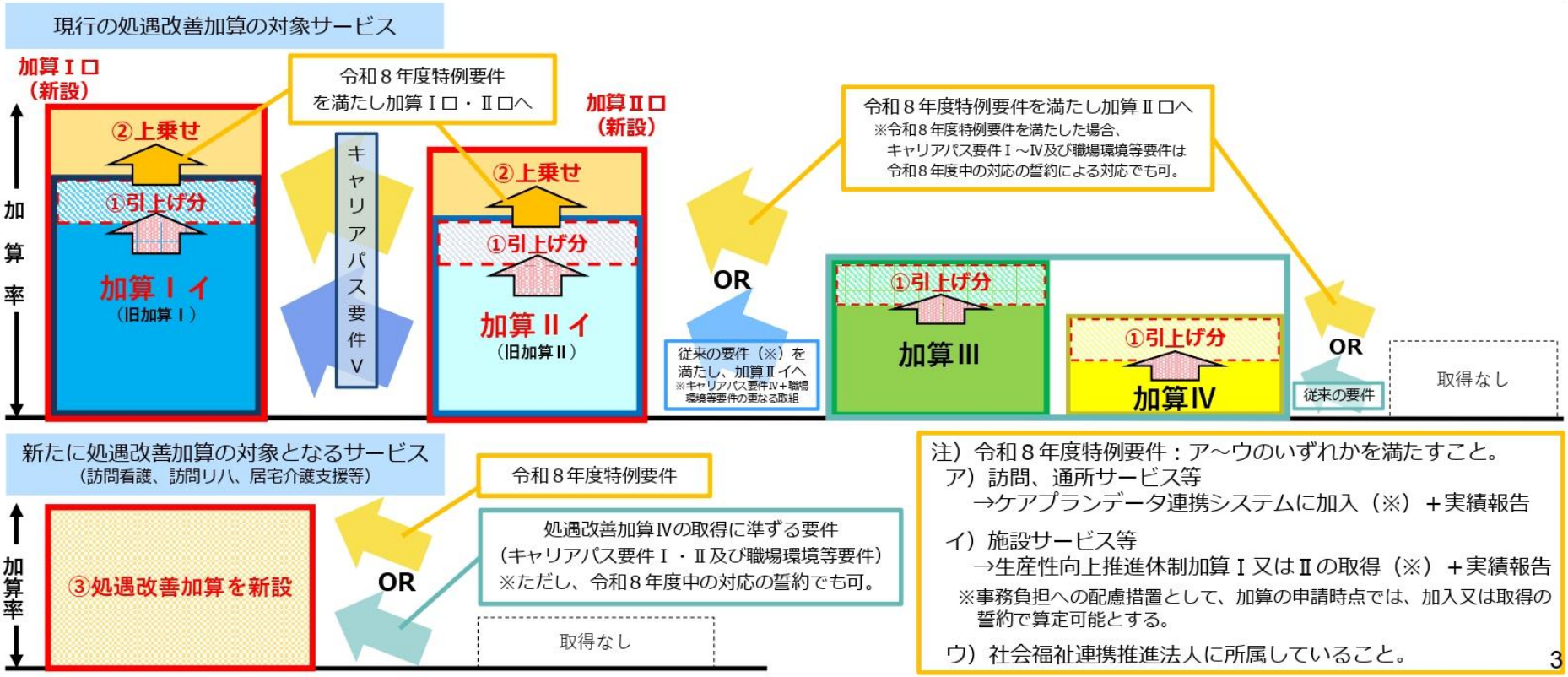
【根拠資料③－１】

介護職員等処遇改善加算の拡充①

概 要

○　介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。

○　具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。



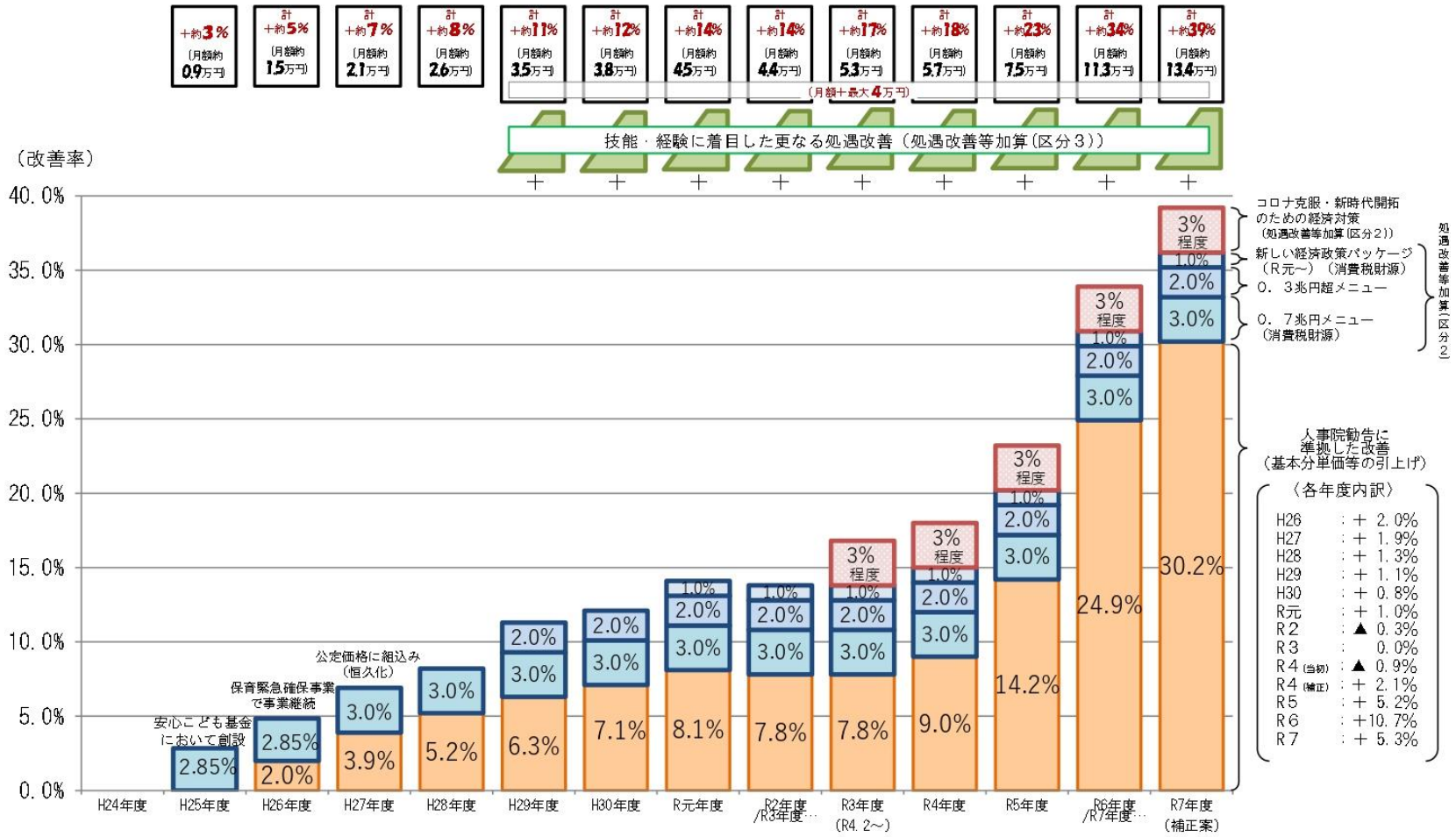
注）令和８年度特例要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。
ア）訪問、通所サービス等
→ケアプランデータ連携システムに加入（※）＋実績報告
イ）施設サービス等
→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得（※）＋実績報告
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。
ウ）社会福祉連携推進法人に所属していること。

3

令和8年度介護報酬改定について（厚生労働省　老健局）抜粋

【根拠資料③－２】

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。
※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和４年２～９月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。
令和４年10月以降は公定価格により実施（恒久化）

【根拠資料③－３】

３．処遇改善の仕組みの全体像

		目的	対象者	主な要件	賃金改善の方法	加算額の算定方法	主な提出書類
処遇改善等加算	区分１	経験に応じた昇給の仕組みの整備や職場環境の改善〔基礎分〕	全職員	○ キャリアパス要件（職位・職責等に応じた賃金体系等の整備や資質向上の計画や研修の実施等）の構築	定期昇給等に充当	在籍児童数×区分１単価×加算率 ※ 加算率：職員の平均経験年数（０～10年以上）に応じて、２～12%で設定	■認定申請 ① 加算率等認定申請書 ② キャリアパス要件届出書（※３） 【区分２・３のみ必要な書類】 ③ 賃金改善計画書（※４） 【区分３のみ必要な書類】 ④ 加算算定対象人数等認定申請書（※４） ■実績報告【区分２・３のみ必要】 ⑤ 賃金改善実績報告書
	区分２	職員の賃金改善〔賃金改善分〕	全職員	① 区分２と区分３のそれぞれにおいて、「加算による改善等総額」が「加算額」を下回らない ② 基準年度（基本は前年度）より加算額の影響等を除いた支払賃金総額が下回らない（※２） ③ 改善を行う賃金の項目以外の水準を低下させない ④ 加算額の1/2 以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに応じた賃金の追加的な支払を行う ⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知 ⑦ 職位・職責等に応じた賃金体系等の整備・職員に周知（区分３のみ）	基本給、毎月決まって支払われる手当、賞与又は一時金等により改善	在籍児童数×区分２単価×加算率 ※ 加算率：６%（職員の平均経験年数が11年以上の場合は７%）に、公定価格上の基礎職員１人当たり9,000円相当の改善を行うための率を足して設定	
	区分３	技能・経験の向上に応じた賃金の改善〔質の向上分〕	副主任保育士等、職務分野別リーダー等（※１）		基本給、毎月決まって支払われる手当により改善	４万円×人数Ａ（(基礎職員数×1/3)と研修修了者数の少ない方の数） ５千円×人数Ｂ（(基礎職員数×1/5)と研修修了者数の少ない方の数）	
人事院勧告による改善分		人勧に伴う国家公務員給与の改定に準じた人件費の引上げ分	全職員	－	基本給、毎月決まって支払われる手当、賞与又は一時金等により改善	基本分単価や保育士等の加配に関する加算の中に含まれている	－

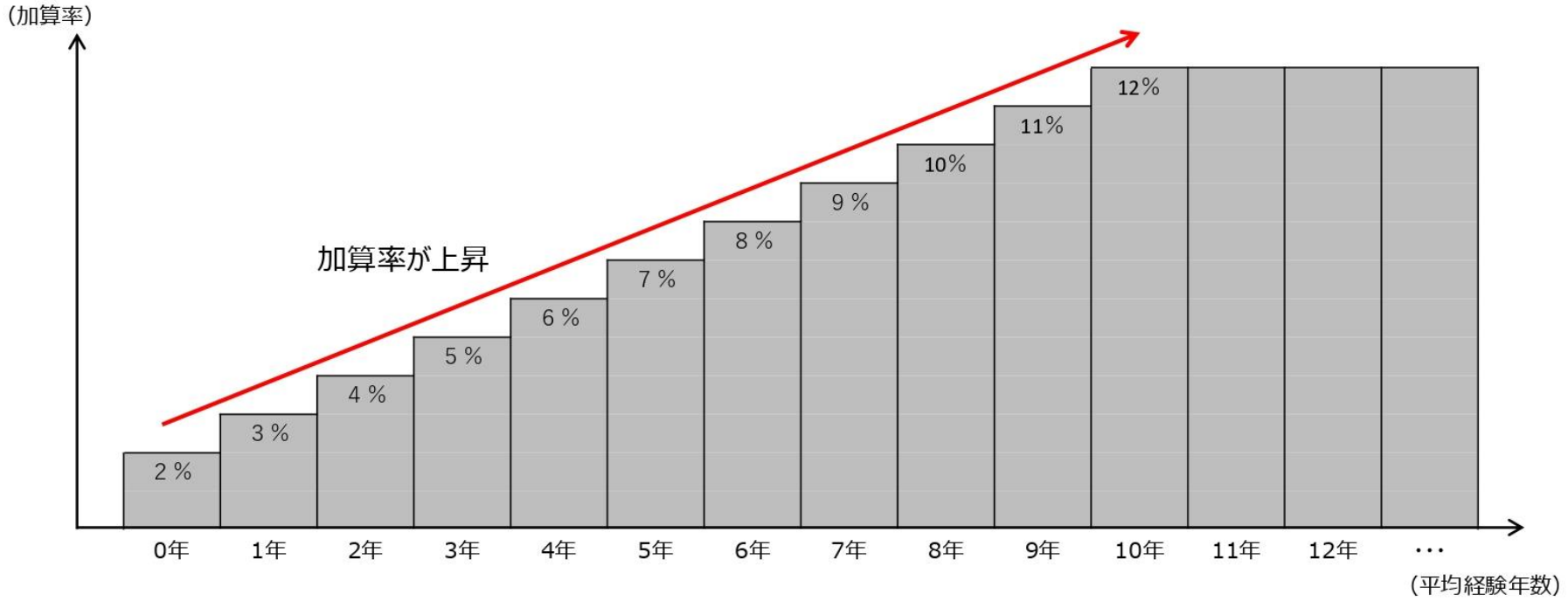
（※１）年度内に別に定める研修を修了する予定であって、研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されているとともに、副主任保育士等又は職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者も対象となる。このほか、賃金改善後のバランス等を踏まえて必要な場合には、園長以外の管理職も対象となる。
（※２）経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることが、特例的に可能。
（※３）過年度に徴しており、その内容に変更がない場合は提出不要。
（※４）過年度に申請する区分の認定を受けている場合は、「賃金改善の誓約書」を提出することで、当該書類は提出不要。

5

『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和7年度以降）』（こども家庭庁）

４．処遇改善等加算（区分１）　（１）概要

趣旨・目的	教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うもの。　※　旧加算Ⅰ（基礎分）に該当するもの。
対象者	全職員
主な要件	キャリアパス要件（職位・職責等に応じた賃金体系等の整備や資質向上の計画や研修の実施等）の構築
加算額	在籍児童数×区分１単価×加算率（職員の平均経験年数（０～10年以上）に応じて、２～12%で設定）



『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和7年度以降）』（こども家庭庁）

【資料編】

1. 障害のある人たちへの安定的かつ持続可能なサービス提供について
④加算の整理について

●障害福祉サービスにかかる加算名・減算名一覧

【根拠資料④】

加算	
人材確保	福祉・介護職員等処遇改善加算
専門職員	福祉専門職員配置等加算
専門職員	福祉専門職員等連携加算
専門職員	有資格者支援加算
専門職員	ソーシャルワーカー配置加算
専門職員	心理担当職員配置加算
人員配置	人員配置体制加算
人員配置	サービス管理責任者配置等加算
人員配置	児童指導員等加配加算
人員配置	保育職員加配加算
人員配置	常勤看護職員等配置加算
人員配置	看護職員配置加算
人員配置	看護職員加配加算
人員配置	主任相談支援専門員配置加算
人員配置	訪問支援員特別加算
初期・初回	初期加算
初期・初回	初回加算
初期・初回	入所時特別支援加算
移動	送迎加算
移動	通勤訓練加算
移動	移動介護加算
移動	移動介護緊急時支援加算
食事・栄養	食事提供体制加算
食事・栄養	食事提供加算
食事・栄養	栄養マネジメント加算
食事・栄養	栄養改善加算
食事・栄養	栄養スクリーニング加算
食事・栄養	栄養士配置加算
食事・栄養	療養食加算
食事・栄養	経口移行加算
食事・栄養	経口維持加算
食事・栄養	口腔衛生管理加算
食事・栄養	口腔衛生管理体制加算
相談	サービス担当者会議実施加算
相談	サービス提供時モニタリング加算
相談	居宅介護支援事業所等連携加算
相談	医療・保育・教育機関連携加算
相談	地域体制強化共同支援加算
相談	地域居住支援体制強化推進加算
相談	居住支援連携体制加算
相談	集中支援加算
相談	緊急時支援加算
相談	同行支援加算
医療	医療連携体制加算
医療	入院時情報連携加算
医療	通院支援加算
医療	リハビリテーション加算
医療	要医療児者支援体制加算
医療	医療的ケア対応支援加算
医療	喀痰吸引等実施加算
夜間	夜勤職員加配加算
夜間	夜間看護体制加算
夜間	夜勤職員配置体制加算
夜間	夜間支援等体制加算

加算	
重度	重度障害者支援加算
重度	重度者支援体制加算
重度	重度重複障害児加算
重度	重度障害児支援加算
重度	重度障害児・障害者対応支援加算
重度	特別重度支援加算
行動障害	強度行動障害児特別支援加算
行動障害	強度行動障害者地域移行特別加算
行動障害	強度行動障害者体験利用加算
行動障害	強度行動障害児支援加算
行動障害	行動障害支援体制加算
行動障害	行動障害支援連携加算
行動障害	行動障害支援指導連携加算
就労	就労移行支援体制加算
就労	就労移行連携加算
就労	就労支援関係研修修了加算
就労	賃金向上達成指導員配置加算
就労	目標工賃達成加算
就労	目標工賃達成指導員配置加算
就労	職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算
就労	就労定着実績体制加算
就労	通勤者生活支援加算
就労	移行準備支援体制加算
就労	地域連携会議実施加算
就労	地域協働加算
入院・退院	入院・外泊時加算
入院・退院	入院時特別支援加算
入院・退院	入院時支援連携加算
入院・退院	入院時支援特別加算
入院・退院	長期入院時支援特別加算
入院・退院	退院・退所月加算
入院・退院	退院・退所加算
児童	自活訓練加算
児童	要支援児童加算
児童	移行支援関係機関連携加算
児童	小規模グループケア加算
児童	体験利用支援加算
児童	日中活動支援加算
児童	乳幼児加算
児童	集中的支援加算
児童	家族支援加算
児童	保育・教育等移行支援加算
児童	共生型サービス医療的ケア児支援加算
児童	共生型サービス体制強化加算
児童	子育てサポート加算
児童	事業所間連携加算
児童	個別サポート加算
児童	視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算
児童	人工内耳装用児支援加算
児童	専門的支援体制加算
児童	専門的支援実施加算
児童	中核機能強化加算
児童	中核機能強化事業所加算
児童	ケアニーズ対応加算

加算	
児童	自立サポート加算
児童	通所自立支援加算
児童	通所施設移行支援加算
連携	多職種連携支援加算
連携	関係機関連携加算
連携	外部連携支援加算
訪問	喀痰吸引等支援体制加算
訪問	緊急時対応加算
訪問	特定事業所加算
訪問	特別地域加算
訪問	夜間・早朝・深夜加算
訪問	遠隔地訪問加算
訪問	訪問支援特別加算
地域移行	地域移行加算
地域移行	地域生活移行個別支援特別加算
地域移行	地域移行支援体制加算
地域移行	地域移行促進加算
地域移行	地域移行支援体制強化加算
地域拠点	地域生活支援拠点等機能強化加算
地域拠点	地域生活支援拠点等相談強化加算
短期	短期滞在加算
短期	緊急短期入所受入加算
短期	単独型加算
短期	短期利用加算
短期	医療型短期入所受入前支援加算
精神	精神障害者支援体制加算
精神	精神障害者地域移行特別加算
精神	精神障害者退院支援施設加算
視覚・聴覚	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
高次	高次脳機能障害者支援体制加算
高次	高次脳機能障害支援体制加算
ピア	ピアサポート体制加算
ピア	ピアサポート実施加算
ピア	退居後ピアサポート実施加算
生活	欠席時対応加算
生活	緊急時受入加算
生活	延長支援加算
生活	入浴支援加算
生活	在宅時生活支援サービス加算
生活	日常生活支援情報提供加算
生活	自立生活支援加算
生活	社会生活支援特別加算
生活	日中支援加算
生活	帰宅時支援加算
生活	長期帰宅時支援加算
体験	障害福祉サービス体験利用支援加算
体験	体験宿泊加算
訓練	個別計画訓練支援加算
居住	障害者支援施設等感染対策向上加算
居住	新興感染症等施設療養加算
管理	利用者負担上限管理加算
管理	定員超過特例加算

減算
利用定員超過減算
人員欠如減算
夜勤職員欠如減算
医師未配置減算
管理栄養士・栄養士未配置減算
支援体制構築未実施減算
虐待防止措置未実施減算
業務継続計画未策定減算
情報公表未報告減算
身体拘束廃止未実施減算
自己評価未公表減算
自己評価結果等未公表減算
支援プログラム未公表減算
個別支援計画未作成減算
施設障害福祉サービス計画未作成減算
日中サービス支援型共同生活援助計画未作成減算
外部サービス支援型共同生活援助計画未作成減算
児童発達支援計画未作成減算
支援計画シート等未作成減算
地域移行等意向確認体制未整備減算
標準利用期間超過減算
短時間利用減算
開所時間減算
定員が81人以上の事業所の場合
同一建物・同一敷地減算
介護予防支援費重複減算
居宅介護支援費重複減算
大規模減算
大規模住居等減算

【資料】

1. 障害のある人たちへの安定的かつ持続可能なサービス提供について
⑤雇用形態間の不均衡の解消について

【根拠資料⑤】

Ⅰ　常勤換算方法により算定される従業者の休暇等の取扱い

【常勤換算方法により算定される従業者の休暇等の取扱い】
　常勤換算方法により算定される従業者が出張したり、また、休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。

（答）
「常勤換算方法」とは、非常勤の従業者について「事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法」（居宅サービス運営基準第２条第８号等）であり、また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間（又は当該事業に係るサービスの提供のための準 備等を行う時間（待機の時間を含む。））として明確に位置付けられている時間の合計数」である（居宅サービス運営基準解釈通知第２－２－２）等）。以上から、非常勤の従業者の休暇や出張（以下「休暇等」という。）の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。

なお、常勤の従業者（事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第２－２－（３）における勤務体制を定められている者をいう。）の休暇等の期間については、その期間が暦月で１月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとする。

（参考）居宅サービス運営基準解釈通知第２－２－（３）　「常勤」
当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）に達していることをいうものである。（以下略）

問６　看護師・理学療法士・作業療法士・生活支援員等の職員が、病欠や年休（有給休暇等）・休職等により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければならないのか。

（答）
１．非常勤職員が上記理由等により欠勤している場合、その分は常勤換算に入れることはできない。しかし、常勤換算は一週間単位の当該事業所の勤務状況によるため、必ずしも欠勤したその日に埋め合わせる必要はなく、他の日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足りる。
　また、常勤の職員が上記理由等により欠勤している場合については、その期間が暦月で１月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる。

２．また、基準上「一以上」などと示されている（常勤、常勤換算の規定がない）職種については、支援上必要とされる配置がなされていればよいので、当該日の欠勤が利用者の支援に影響がないとみなされれば、代わりの職員を置く必要はない。

平成19年12月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡　「障害福祉サービスに係るＱ＆Ａ（指定基準・報酬関係）（ＶＯＬ．２）の送付について」抜粋

常勤換算	可	不可
常勤職員	・有給休暇 ・業務としての外部研修 ・出張	・休職
非常勤職員	―	・有給休暇 ・業務としての外部研修 ・出張

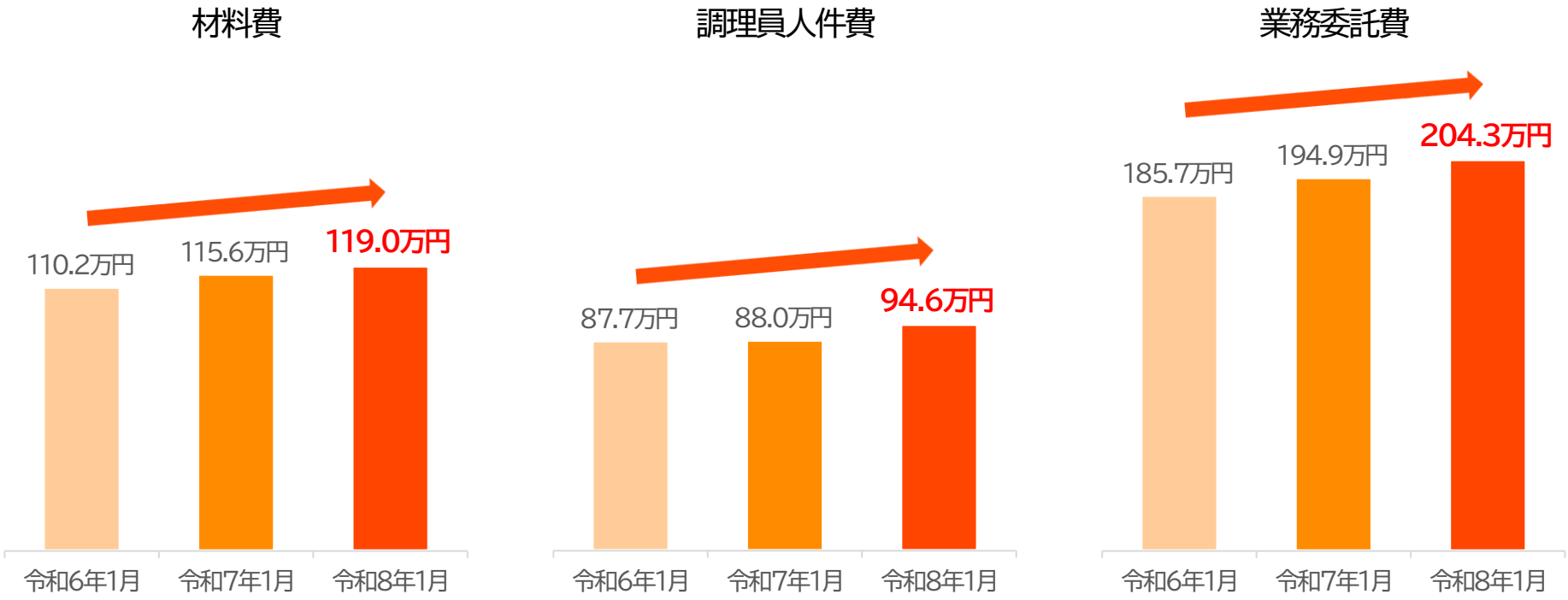
平成14年3月28日付け厚生労働省老健局振興課 事務連絡　「運営基準等にかかるQ&Aについて」　抜粋

【資料】

2. 障害のある人たちが安心して暮らすことができる仕組みについて
①物価高に対応した生活の保障について

【根拠資料⑥－１】

物価高騰等の状況　≫給食関係費（1事業所あたり）



✓ 給食関係費は、材料費・人件費・業務委託費とも毎年高騰

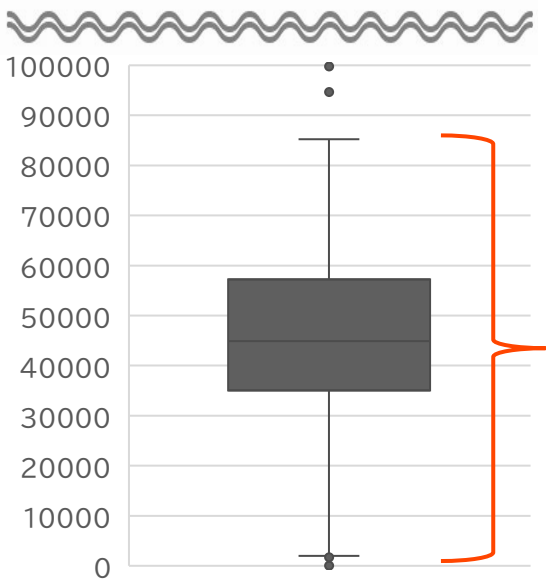
➡ 引き続き、利用者に良質な給食が提供できるよう、
介護分野にもならい、事業所に確実に行き渡る形での財政支援が必須

『障害福祉現場における賃上げ・物価高騰等の状況調査』障害福祉関係８団体調査（令和8年5月）より

【根拠資料⑥－２】

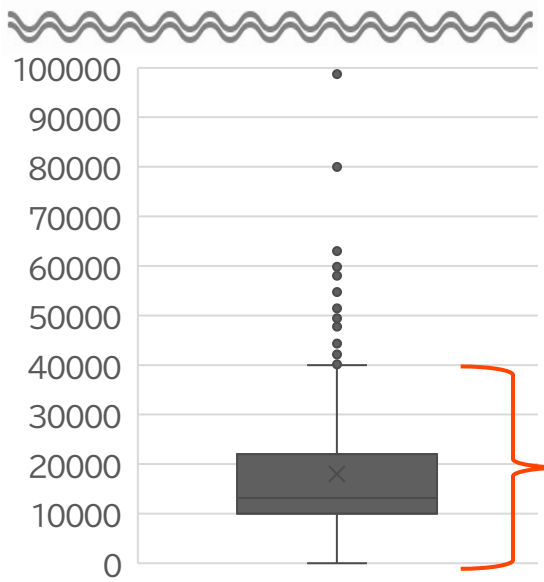
物価高騰等の状況　≫入所施設における食費・光熱水費（1人1か月あたり）

食費（円）



食費
平均 43,862円
※外れ値を除く（1.5*IQR）

光熱水費（円）



光熱水費
平均 14,909円
※外れ値を除く（1.5*IQR）

- ✓ 入所施設における1人1か月あたりの食費・光熱水費の合計は58,771円
- ✓ 基準費用額（55,500円）を上回る3,271円分は施設が持ち出しの状況

➡ 介護分野にもならい、基準費用額の引き上げが必須

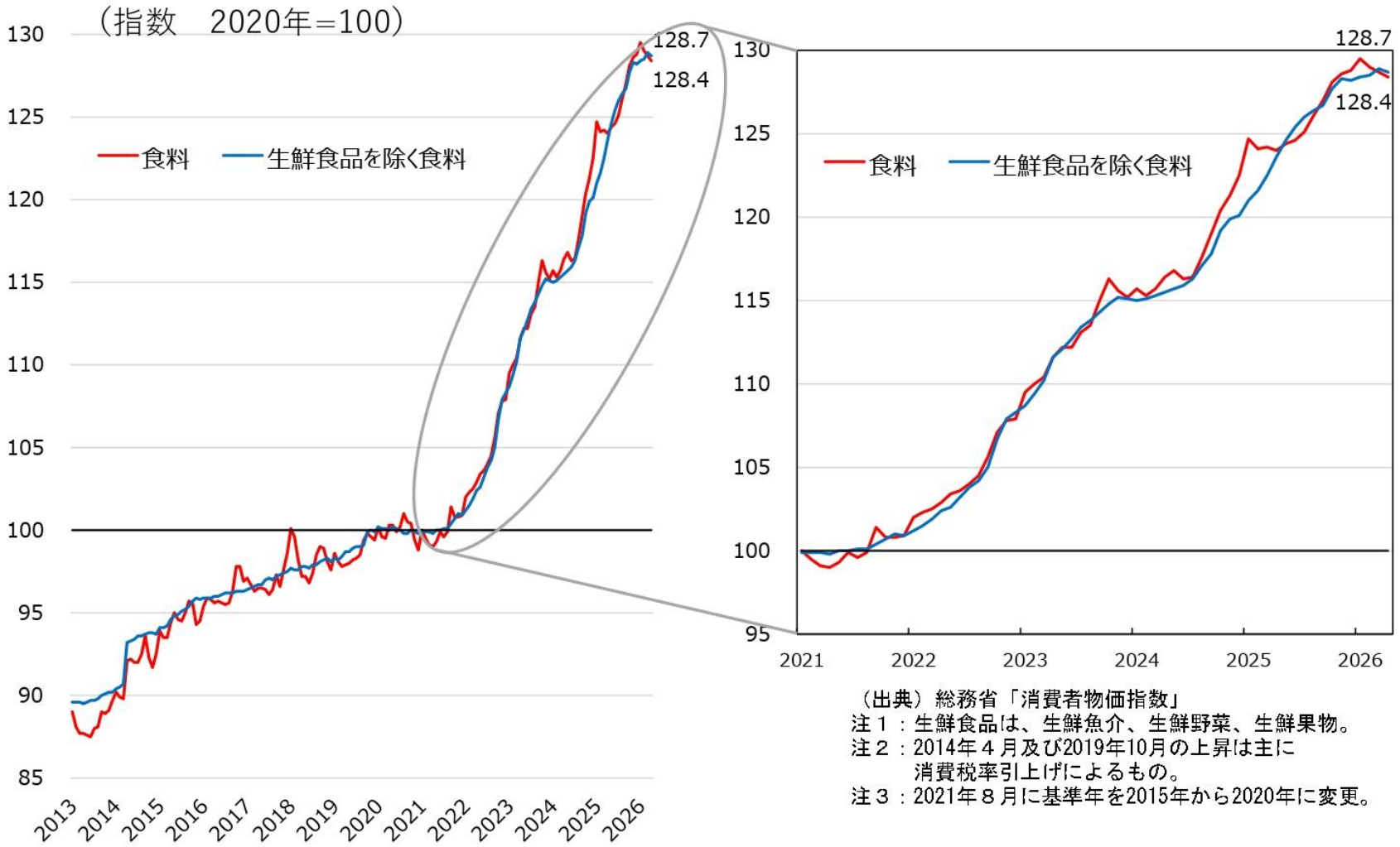
『障害福祉現場における賃上げ・物価高騰等の状況調査』障害福祉関係８団体調査（令和8年5月）より

【根拠資料⑥－３】

食品価格の動向（日本）

令和８年４月

○ 2014年頃以降、食料の消費者物価指数は一貫して上昇傾向。
○ 特に2021年夏以降、輸入原材料価格の高騰や物流コストの上昇等により、原材料を輸入に頼っている食品を中心に価格が上昇。また2024年夏以降、米の価格が高騰していることも上昇の要因。



（出典）総務省「消費者物価指数」
注１：生鮮食品は、生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物。
注２：2014年４月及び2019年10月の上昇は主に消費税率引上げによるもの。
注３：2021年８月に基準年を2015年から2020年に変更。

７　借家の家賃

○借家の１か月当たり家賃は7.1%の増加

借家（専用住宅）の１か月当たり家賃は59,656円となっており、2018年と比べ、7.1%の増加となっている。これを借家（専用住宅）の種類別にみると、「公営の借家」が24,961円（7.6%増）、「都市再生機構（UR）・公社の借家」が71,831円（2.8%増）、「民営借家（木造）」が54,409円（4.5%増）、「民営借家（非木造）」が68,548円（7.0%増）、「給与住宅」が37,993円（11.6%増）となっており、いずれも増加している。

借家（専用住宅）の１畳当たり家賃は、3,403円となっており、「民営借家（非木造）」が4,151円と最も高く、次いで、「都市再生機構（UR）・公社の借家」が3,633円などとなっている。

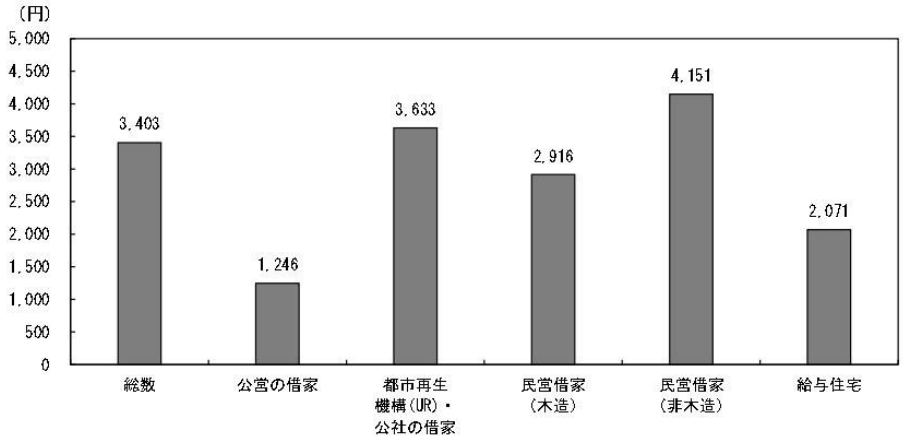
＜表７、図７＞

表７　借家（専用住宅）の種類別家賃の推移－全国（2003年～2023年）

年次	総数 1)	公営の借家	都市再生機構(UR)・公社の借家 2)	民営借家（木造）	民営借家（非木造）	給与住宅
１か月当たり家賃（円）						
2003年	51,064	22,014	58,506	49,626	64,808	23,752
2008年	53,565	22,253	64,048	51,569	64,722	28,125
2013年	54,052	22,394	67,005	51,030	63,005	30,684
2018年	55,695	23,203	69,897	52,062	64,041	34,049
2023年	59,656	24,961	71,831	54,409	68,548	37,993
増減率（%）						
2003年～2008年	4.9	1.1	9.5	3.9	-0.1	18.4
2008年～2013年	0.9	0.6	4.6	-1.0	-2.7	9.1
2013年～2018年	3.0	3.6	4.3	2.0	1.6	11.0
2018年～2023年	7.1	7.6	2.8	4.5	7.0	11.6
１畳当たり家賃（円）						
2003年	2,879	1,127	3,181	2,725	3,960	1,179
2008年	3,039	1,122	3,391	2,716	4,053	1,410
2013年	3,051	1,120	3,449	2,633	3,883	1,577
2018年	3,074	1,156	3,526	2,580	3,832	1,699
2023年	3,403	1,246	3,633	2,916	4,151	2,071
増減率（%）						
2003年～2008年	5.6	-0.4	6.6	-0.3	2.3	19.6
2008年～2013年	0.4	-0.2	1.7	-3.1	-4.2	11.8
2013年～2018年	0.8	3.2	2.2	-2.0	-1.3	7.7
2018年～2023年	10.7	7.8	3.0	13.0	8.3	21.9

1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。
2) 2003年までは「公団・公社の借家」として表章

図７　借家（専用住宅）の種類別１畳当たり家賃－全国（2023年）



令和5年住宅・土地統計調査　住宅及び世帯に関する基本集計(確報集計)結果（総務省）

【根拠資料⑦－２】

【プレスリリース】　2026 年 6 月 1 日

建設物価 建設資材物価指数® 2026 年 5 月分 【速報】

建設物価 建設資材物価指数は、建設資材の総合的な価格動向を明らかにすることを目的に作成されており、その対象を建設工事で直接的に使用されている建設資材に限定した物価指数です。なお、本指数は 2015 年平均を 100 として算出しています。

1.指数の動向（全国平均）

2026 年 5 月の建設資材物価指数の動向は、**建設総合**(全国平均)が **147.8** となり、前月比+1.0%(+1.5 ポイント)と 18 カ月連続の上昇となった。前年同月比では+4.6%(+6.5 ポイント)となった。

部門別では、**建築部門**が **145.9** となり、前月比+0.7%(+1.0 ポイント)と 18 カ月連続の上昇となった。前年同月比では+4.0%(+5.6 ポイント)となった。**建築補修**は **142.4** となり、前月比+0.6%(+0.8 ポイント)と 18 カ月連続の上昇となった。前年同月比では+3.4%(+4.7 ポイント)となった。**土木部門**は **154.3** となり、前月比+1.8%(+2.7 ポイント)と 2020 年 6 月以降 72 カ月連続の上昇となり、最高値を更新した。前年同月比では+6.3%(+9.2 ポイント)となった。



2.前月比寄与度（大分類別・全国平均）

プラス寄与

【石油製品･舗装材料】舗装材料

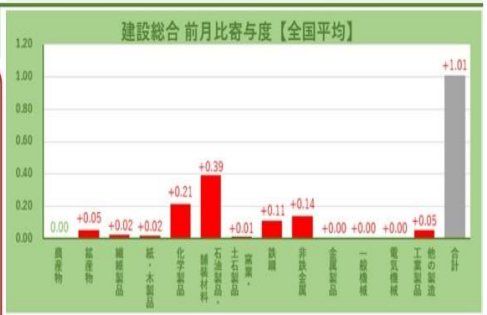
原材料費の高騰を受け、製品価格の値上げが市場に浸透し、指数動向のプラスに寄与

【化学製品】シンナー

中東情勢の緊迫化の影響もあり、メーカーおよび流通の値上げが浸透し、指数動向のプラスに寄与

マイナス寄与

なし

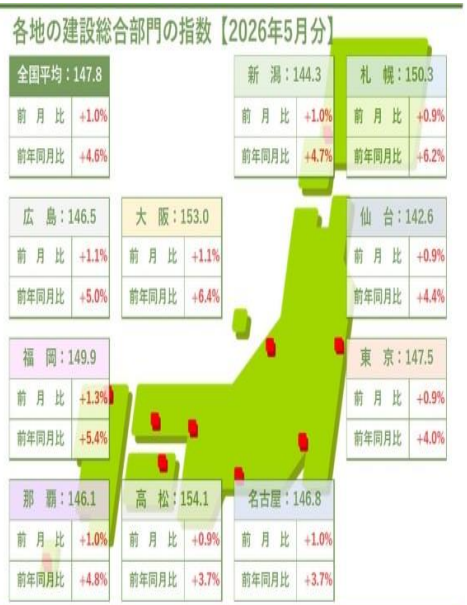




3.都市別の動向（建設総合部門）

今月は、都市別に顕著な傾向がみられず、全国的に同様の指数動向となった。そうしたなか、**【福岡】**（前月比+1.3%）や**【広島】**（前月比+1.1%）、**【大阪】**（前月比+1.1%）では、上記の舗装材料やシンナーの値上げの他に、原材料費や電力料金、人件費といった製造コストの増加を背景とした異形棒鋼の大幅な値上げや、世界的な銅相場の続伸による電線価格の上伸などが指数動向のプラスに大きく寄与した。

一方で、中東情勢の緊迫化を背景に、世界的に原油価格が乱高下しており、国内では補助金の支給や国家備蓄の放出などによって燃料油の価格が下落したが、他の石油製品が値上がりしたことで、指数動向へのマイナス寄与は打ち消される形となった。



一般財団法人
建設物価調査会

一般財団法人建築物価調査会　2026年6月1日　プレスリリース

【資料編】

2. 障害のある人たちが安心して暮らすことができる仕組みについて
②特別な配慮が必要な利用者への食事の提供について

特別な食事形態への配慮(例)

【根拠資料⑧】

【日本知的障害者福祉協会】

【安全で豊かな食事提供】

◎ **基礎疾患や機能低下により、嚥下や咀嚼に障害がある方は、常食（一般食）で食べられる時期があっても、加齢や体調の変化により食事形態を変化させていく必要があります。健康的な生活を維持していくためには、なるべく経口から安全に食べられる機会の継続が大切です。**

◎ **食材の調理にあたっては、複数段階の調理（手間）工程を経ることで、機能低下（機能障害）を起こしている方であっても、経口から食べることが可能です。**

◎ **通常に調理される「食事」は、バランスの良い食生活の基本であり、市販の高カロリー食材による栄養補給は、補助的であることが望ましいと考えます。なぜなら、調理された食事には「いろどり」「におい」「話題性」「会話や雰囲気」をも楽しめる要素が含まれており、豊かな生活の一端を作りだしています。**

◎ **その為には、以下のような工夫と手間は毎回（毎日）欠かせません。**

① 基本の食材（繊維の多いもや硬い食材等）は、圧力鍋を利用し、食材ごと下調理をすることで柔らかくなります。
② 肉などを焼き物で出す際、一度湯通しや圧力鍋で調理しすることでその後の加熱時間を長くせず硬くならないよう準備します。
③ 白飯は、炊き上げの段階から「普通」「軟食」「おかゆ」「ムース加工」」を段階ごとに作ります。
（利用者の状態に応じてあらかじめ御飯を分けて炊く）
④ 水分補給の麦茶は、誤嚥の注意がある方には事前に麦茶ゼリー（ゼリー状に加工）に調理して提供します。
⑤ 利用者個々の摂食状況に合わせ、調理器具（包丁による刻み、ミキサーやバーミックス、調理ハサミなど）を使用し、再調理（一口大、粗刻み、刻み、粗みじん切り、とろみをつけてミキサーで滑らか食、ムース食まど）を行います。その後、食材ごとに行い盛り付けます。
⑥ 実際の食事介助の場面では、再調理された食事を支援者が利用者の召し上がっている様子に合わせ、更に刻みやとろみの調整を行い、食べやすい状況をつくります。
⑦ 食事介助場面で、それぞれの器に盛られた食内容を説明（会話）しながら食事支援に当たります。

一連の支援は、毎食のことであり、1日の支援の時間の中でも食事の時間は、誤嚥などのリスク対応とともに、豊かな食生活環境づくりとして非常に現場職員の気を遣う時間です。個別性を重視し細心の注意が注がれる場面です。

特別な食事形態への配慮（例）

【日本知的障害者福祉協会】

特別な食事形態への配慮

①基本の食材（繊維の多いもや硬い食材等）は、圧力鍋を利用し、食材ごと下調理をすることで柔らかくなります。

②肉などを焼き物で出す際、一度湯通しや圧力鍋で調理することでその後の加熱時間を長くせず硬くならないよう準備します。






③白飯は、炊き上げの段階から「普通」「軟食」「おかゆ」「ムース加工」」を段階ごとに作ります。

（利用者の状態に応じてあらかじめ御飯を分けて炊く）



④水分補給の麦茶は、誤嚥の注意がある方には事前に麦茶ゼリー（ゼリー状に加工）に調理して提供します。



特別な食事形態への配慮（例）

【日本知的障害者福祉協会】

⑤利用者個々の摂食状況に合わせ、調理器具（包丁による刻み、ミキサーやバーミックス、調理ハサミなど）を使用し、再調理（一口大、粗刻み、刻み、粗みじん切り、とろみをつけてミキサーで滑らか食、ムース食など）を行います。その後、食材ごとに行い盛り付けます。










⑥実際の食事介助の場面では、再調理された食事を更に支援者が利用者の召し上がっている様子に合わせ、介助場面で更に刻みやとろみの調整を行い、食べやすい状況をつくります。
⑦食事介助場面で、それぞれの器に盛られた食内容を説明（会話）しながら食事支援に当たります。



【資料編】

Ⅱ. 各サービスにかかる提案
1. 相談支援

支援の質を確保するための相談支援専門員1人当たりの適正な計画作成・モニタリング件数及び報酬単価設定の提案例

【根拠資料⑨－１】

【日本知的障害者福祉協会政策委員会】

相談支援専門員がサービス等利用計画作成またはモニタリングに当たり標準的な業務として、
・家庭訪問（本人の状況確認）・ヒアリング・事業所訪問（本人の状況確認・サービス担当者会議）・事業所内での意見交換
等を経た上で実際の計画の作成を行う。加えてサービス等利用計画においては計画（案）の作成を経ることとなる。

これらの手続きを経ると、１日に作成できる計画（モニタリング）は１件程度（月２０件程度）である。
さらに、相談支援専門員は自立支援協議会をはじめ、地域の関係機関との会議、運営法人の会議、研修への参加などを鑑みると、
１人当たりの標準となる月間計画（モニタリング）作成数は、本来は１５件程度が適正であると考える。
この１５～２０件という数字は計画作成数の実態（本会調査結果）を見ても妥当な数字であると考えられる。

	相談支援専門員 1人1か月あたり件数	人数	%
計画相談支援と継続 相談支援の合計件数	10件未満	432	16.8
	10～20件未満	675	26.3
	20～40件未満	652	25.4
	40～50件未満	62	2.4
	50～100件未満	69	2.7
	100件以上	22	0.9
	0または無回答	653	25.5
	合計	2,565	100.0

※表の数字は令和6年度実績。件数には障害児相談支援を含む
※他の業務と兼務している場合は常勤換算から1人に割り返して算出
（例：常勤換算0.5人の者が20件作成した場合、1人40件として計上）

令和7年度相談支援事業実態調査（日本知的障害者福祉協会 相談支援部会）

上記を踏まえ、支援の質を確保した上で事業所運営が成り立つための単価を計算すると、
①相談支援専門員１人当たりの年間作成件数
　標準件数を仮に月２０件とした場合　２０件×１２か月＝年間２４０件
②相談支援専門員の1人当たりの年間経費を、給与等を５，０００，０００円、その他経費を３００，０００円と仮定した場合、
　人件費のみ　　５，０００，０００円×法定福利費（１．１５）＝５，７５０，０００円
　人件費＋経費　５，７５０，０００円＋３００，０００円　　＝６，０５０，０００円
③１件当たりの単価（②÷①）
　人件費のみ　　５，７５０，０００÷２４０ ≒ ２４，０００円（２３，９５８円）
　人件費＋経費　　６，０５０，０００÷２４０ ≒ ２５，０００円（２５，２０８円）
となり、１件当たり基本報酬と各種加算を加え、最低でも現行の１．２倍程度の報酬設定が必要であると考える。

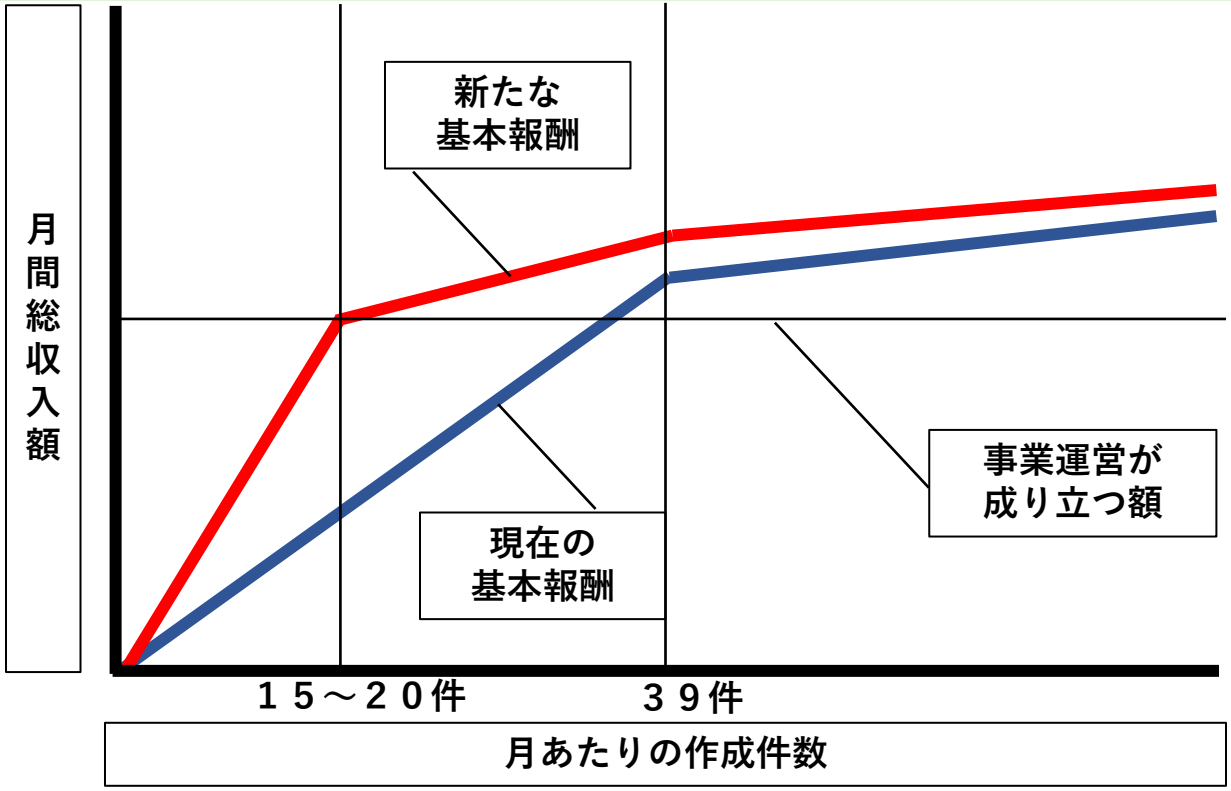
尚、地域の事情等により現在においても１人の相談支援専門員が月あたり４０件以上の計画（減算対応）を作成している事業所もあることから、例えば、以下のイメージで報酬単価の設定を行うことが望ましいと考える。



支援の質を確保するための相談支援専門員1人当たりの適正な計画作成・モニタリング件数及び報酬単価設定の提案例

【根拠資料⑨－２】

【日本知的障害者福祉協会政策委員会】



質の高い相談支援の提供と地域の中でソーシャルワークを展開している相談支援事業所の運営の安定を目的とした基本報酬とする

＜新たな基本報酬の前提＞

①丁寧な計画相談支援（モニタリング）作成を必要とする利用者の受け入れ
（例えば：自治体からの依頼、触法、入院・入所からの地域移行希望者など）

②計画相談支援（モニタリング）の質の向上
（例えば、詳細な記録の徹底や、自治体と計画相談支援事業所との定期的な連携会議の必須化、自立支援協議会もしくは基幹相談支援センターにおける質の向上に向けた取り組み並びに質の評価等の必須化など）

③相談支援専門員1人当たりの作成件数の適正化に伴う相談支援専門員の十分な人数の確保
（例えば、市町村における相談支援専門員の必要数の試算と相談支援専門員の現員数の公表など）

【根拠資料⑨－３】

相談支援の質を確保するための「適正な業務量」とは？

多くの相談支援専門員が月40件未満の担当に留まっており、丁寧な支援と事業経営のバランスが課題です。
質の高い支援を維持しつつ経営を成り立たせるための適正水準が求められています。

相談支援業務の実施件数の現状

43%

約43%の専門員が「月20件未満」

丁寧な相談を行うほど作成件数が伸びず、多くの事業所が支出超過に直面しています。



40件以上の過密担当はわずか6%

質を維持しながら大量の計画を作成することには、物理的な限界があることが分かります。



（注：0件または無回答 25.5%を除く）

支援の質を担保する「適正化」への提言



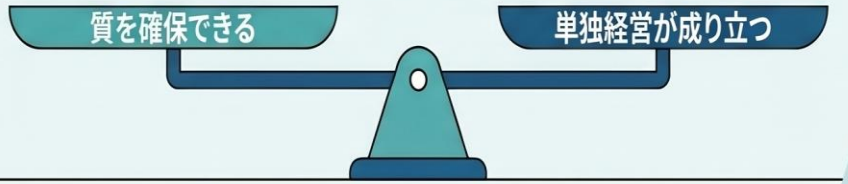
20 目指すべき基準は「月20件程度」

1日1件の丁寧なモニタリングを前提とした、質を確保できる標準的な件数です。



単独経営が成り立つ報酬設定

月20件でも事業運営が可能となるよう、基本報酬の引き上げ（現行の1.2倍程度）を提案。





事務負担を軽減し、相談員が本来の支援業務に注力できる環境を整備します。

※日本知的障害者福祉協会相談支援部会が令和7年度に施した調査結果をもとに作成

【資料】

Ⅱ. 各サービスにかかる提案
2. 障害者支援施設

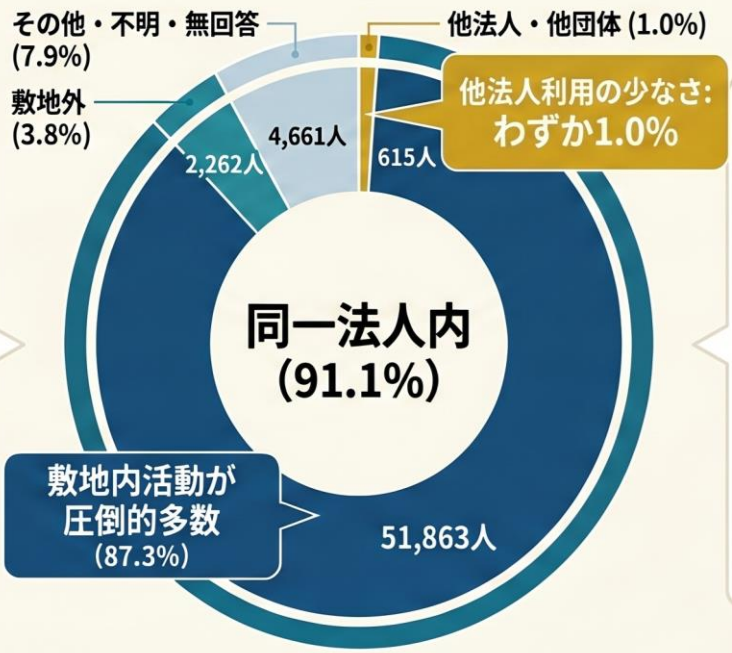
【根拠資料⑩－１】

施設入所利用者の日中活動：約9割が「同一法人内」に集中している現状

障害者支援施設に入所している利用者の日中活動に関する調査結果です。現在、利用者のほとんどが同じ法人が運営する場所で日中を過ごしており、本人の希望に基づいた「活動の選択肢の拡大」や「地域移行」を推進するための報酬体系の見直しが課題となっています。

日中活動の場の実態

- 9割以上が同一法人内の「敷地内」または「敷地外」で活動
- 敷地内活動が圧倒的多数（87.3%）、大半が施設と同じ敷地内で活動
- 外部（他法人）の事業所利用は極めて限定的（1.0%）



今後の展望と課題

- 「活動の選択肢」の拡大へ：本人の意思決定支援に基づき、施設とは異なる場所での活動促進が必須
- 報酬構造の見直しが必要：他事業所利用を促進しても、施設経営が安定して継続できる報酬体系の議論が進展中

※日本知的障害者福祉協会 調査･研究委員会が令和7年度に施した調査結果をもとに作成

表57　施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

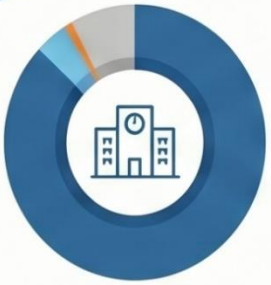
	人数	%
同一法人敷地内で活動	51,863	87.3
同一法人で別の場所（敷地外）で活動	2,262	3.8
他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動	615	1.0
その他の日中活動事業所等で活動	93	0.2
不明・無回答	4,568	7.7
計	59,401	100

令和7年度　全国知的障害児･者施設･事業実態調査（日本知的障害者福祉協会 調査･研究委員会）

【根拠資料⑩－２】

障害者支援施設等の運営実態：データで見る現状と課題

利用者の日中活動の場の状況



87.3%の利用者が「同一法人敷地内」で活動

施設入所支援利用者の大半が、居住の場と同じ敷地内で日中を過ごしており、地域社会への切り離しや他事業所利用は極めて限定的。

- 同一法人敷地内で活動 51,863人（87.3%）
- 他法人・他団体が運営する事業所等で活動 615人（1.0%）
- 同一法人で別の場所（敷地外）で活動 2,262人（3.8%）
- その他・不明・無回答 4,661人（7.9%）

入所型施設の居室の状況

個室化率は68.1%に到達



プライバシー配慮のため個室化が進んでいますが、依然として26.4%（約1.2万人分）が2人部屋となっており、多床室の解消が継続的な課題。

夜間職員の勤務形態と支援負荷

職員1人で平均15.6人の利用者を支援



夜間体制は「夜勤のみ」が約8割。夜勤職員1人が担当する利用者数は、夜勤・宿直併用型の方がわずかに負担が分散される傾向。

障害者支援施設の定員規模別分布

ボリュームゾーンは「31人～60人」規模



夜間体制で見ると、31～40人規模（28.7%）と41～50人規模（24.1%）の施設が全体の半数以上を占めています。

※日本知的障害者福祉協会 調査・研究委員会が令和7年度に施した調査結果をもとに作成

【根拠資料⑩－３】

表16　夜間職員の勤務形態

		障害児入所施設	障害者支援施設	計
夜勤体制のみ	事業所数	87	963	1,050
	割合	61.3%	82.1%	79.8%
	夜間職員総数（※１）	174	2,869	3,043
	１事業所平均職員数（※２）	2.0	3.0	2.9
	１人の夜間職員がみる利用者の平均人数（※3）	11.2	16.4	16.1
夜勤体制と宿直体制併用	事業所数	55	210	265
	割合	38.7%	17.9%	20.2%
	夜間職員総数	154	719	873
	うち夜勤	54	475	529
	うち宿直	97	240	337
	不明・無回答	3	4	7
	１事業所平均職員数	2.8	3.4	3.3
	１人の夜間職員がみる利用者の平均人数	8.4	15.2	14.0
全体（無回答除く）	事業所数	142	1,173	1,315
	割合	100%	100%	100%
	夜間職員総数	328	3,588	3,916
	１事業所平均職員数	2.3	3.1	3.0
	１人の夜間職員がみる利用者の平均人数	9.9	16.1	15.6

（※１）夜間職員総数は，各事業所の１日あたりの勤務人数の合計
（※２）１事業所平均職員数は，夜間職員総数を事業所数で割り返したもの
（※３）１人の夜間職員がみる利用者の平均人数は，夜間の現員÷夜間職員総数

表19　入所型施設の居室の状況

（部屋数・下段は％）

	障害児入所施設	障害者支援施設	計
個室利用	2,017 72.8	29,620 67.8	31,637 68.1
２人部屋利用	507 18.3	11,746 26.9	12,253 26.4
３人部屋利用	143 5.2	1,260 2.9	1,403 3.0
４人部屋利用	86 3.1	1,084 2.5	1,170 2.5
５人以上利用	17 0.6	6 0.0	23 0.0
計	2,770 100	43,716 100	46,486 100

【根拠資料⑩－４】

障害者支援施設の在り方についての提言

１．第一種社会福祉事業としての障害者支援施設の在り方について

【現状と課題】

・第一種社会福祉事業である障害者支援施設は、これまで特に支援度の高い利用者の受け入れ及び支援等において、大きな役割を果たしてきたが、支援度が高い人でも障害者支援施設以外での暮らしを推進する施策が進められ、グループホーム等でも支援度の高い人たちの暮らしを支援する体制が整ってきている。このような背景にあって、改めて今の時代に求められる第一種社会福祉事業としての障害者支援施設のあり方を明確にすることが求められる。

【提　　言】

①共生社会の実現を目指す今日においては、まちづくりの一端を担うことが期待される社会福祉法人が運営する障害者支援施設は、第一種社会福祉事業として、居住支援機能だけでなく地域の福祉施策推進の中核的役割として、下記の機能を有することを明確にすべきである。

居住支援機能・地域移行支援機能

〇支援度の高い人たちの積極的な受け入れ
〇意思決定支援ガイドラインに基づいた
　・個別支援計画の作成
　・居住選択支援

・継続的な居住支援
・住環境の整備

・本人の望む暮らしへの移行支援

地域の障害のある人への中核的支援機能

〇地域生活支援拠点等の中核的な役割 (※)
　・短期入所・緊急時対応・相談支援・社会体験
〇地域の権利擁護の拠点機能
〇地域での専門的人材の養成機能

地域支援機能

〇地域の事業所等へのスーパーバイズ・コンサルテーション
〇地域の障害者理解と福祉文化の醸成

※法人内他事業所との連携　による実施も含む

障害者支援施設の在り方についての提言

２．住まいの場と日中活動支援の場の在り方について

【現状と課題】

・障害者支援施設に暮らす利用者の日中の活動の場については、施設入所支援と一体的に運営される同一建物もしくは同一敷地内の生活介護等を利用するケースが多くを占めているのが現状であるが、意思決定支援に基づく選択肢の一つとして、昼夜分離の観点から、住まいの場と異なる場所でのサービス提供の推進を求める声がある。
・施設入所支援利用者が他事業所の日中活動を利用することが少ない背景として、障害者支援施設は施設入所支援と生活介護等の一体的な運営を要件としていることが考えられる。
・施設入所支援の報酬単価が十分でないため、生活介護等の時間帯の職員による早番や遅番などのシフト勤務により、施設入所支援の時間帯の生活支援を行うことで夜間の支援及び経営が成り立っている現状がある。そのため、施設入所支援利用者が他事業所の日中活動を利用すると、支援体制や事業運営が維持できない。
・夜勤職員の確保に苦慮しており、人材確保に向けより多くの給与の支払いが必要となっている。
・昼夜分離の促進の手段については、他事業所の利用だけでなく、障害者支援施設が実施する生活介護等の主たる事業所の敷地外への設置や、従たる事業所の活用も考えられるが、多くは同一敷地内に主たる事業所があり、また従たる事業所の設置も少ないのが現状である。
・生活介護等の定員についても、最低実施人数（２０人）についてのみ規程されており、施設入所支援の定員を上回らなければならない等、施設入所支援の定員との関係性に関する規程はないが、実態として日中活動の定員が施設入所支援の定員を下回る障害者支援施設は見当たらない。
・障害者支援施設が実施する生活介護においては、夜勤等日中の時間帯以外および土日に勤務する職員も生活支援員等の常勤換算数に含まれるため、体制届上同じ職員配置数でありながら通所型の生活介護事業所と比べ日中の時間帯の実際の配置職員数が少ないという不均衡が生じていることも指摘されている。

障害者支援施設の在り方についての提言

2．住まいの場と日中活動支援の在り方について

【提　　言】

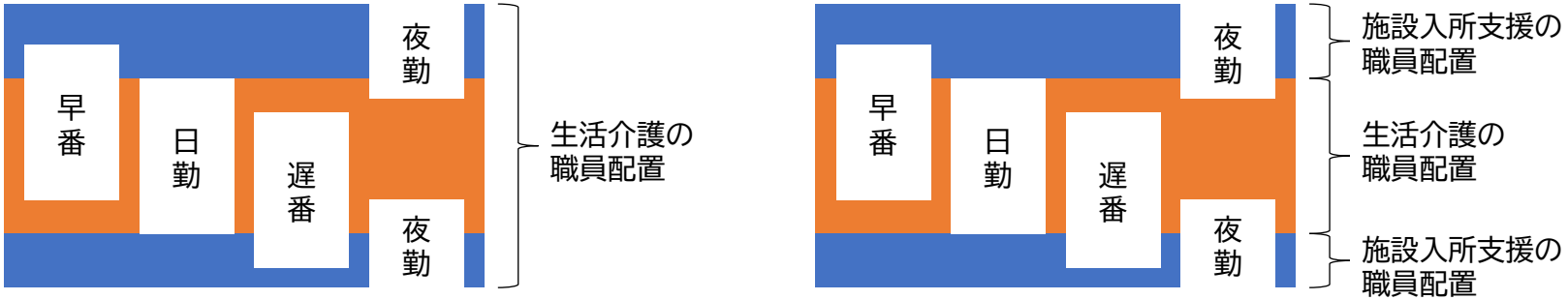
①日中活動の場の選択肢として、従たる事業所の設置推進とともに、主たる事業所についても施設入所支援の敷地外に設置することを希望する場合はこれを積極的に認めるべきである。

②主たる事業所の敷地外設置や従たる事業所の設置を推進するため、複数の建物による運営は同一建物による運営と比べて経費が多く掛かることから、施設入所支援利用者が従たる事業所や敷地外の主たる事業所に通所する場合であっても、運営が十分担保される報酬設定とすべきである。

③事業者が望む場合であって、利用者の日中活動の場が確実に保証される場合には、他事業所の利用を推進する観点から日中活動支援の定員が施設入所支援を下回ることも認めるべきである。

④障害者支援施設が行う生活介護については、常勤換算数の算定（日中の時間帯に実際に配置している職員数【下図】）や各種加算など、通所系の生活介護と諸条件を揃えるとともに、施設入所支援単独で事業が成り立つ職員配置基準及び報酬設定とするべきである。
また現在施設入所支援の報酬に組み込まれている土日の日中の生活支援についても、昼夜を明確化する観点から、土日の日中の支援を別に基本報酬として設定するべきである。
尚、上記の導入にあたっては一定期間の経過措置を設けるべきである。

（障害者支援施設の施設入所支援と生活介護の職員配置の考え方のイメージ）



障害者支援施設の在り方についての提言

3．個室化・生活単位の小規模化について

【現状と課題】

・現状において多床室を有する障害者支援施設が多く存在していることから、個室化や生活単位の小規模化など、障害者支援施設における生活環境の向上が求められる。

【提　　言】

①新設・建て替え・大規模修繕を行う場合には、ニーズがある場合を除き原則個室化とするとともに、生活単位の小規模化を推奨し、施設整備費補助の優先的採択および補助基準額の増額、小規模の生活単位における生活支援員等の配置基準の設定と基本報酬の増額等を行うべきである。

②個室化・生活単位の小規模化に関する規模（入所定員）、人員配置、設備、加算単位等については、既に制度化されている障害児入所施設における小規模グループケアの仕組みを参考にするとともに、同制度の現状を勘案して設定すべきである。

③障害者支援施設の小規模化、生活環境の向上を目的として、サテライト施設を創設すべきである。

・規模等については、②に準ずる。

・一定期間継続後「引き続きサテライト施設として運営」「グループホームに転換」を選択できるなど、柔軟な対応ができるようにすべきである。



【資料編】

Ⅱ. 各サービスにかかる提案
3. 共同生活援助

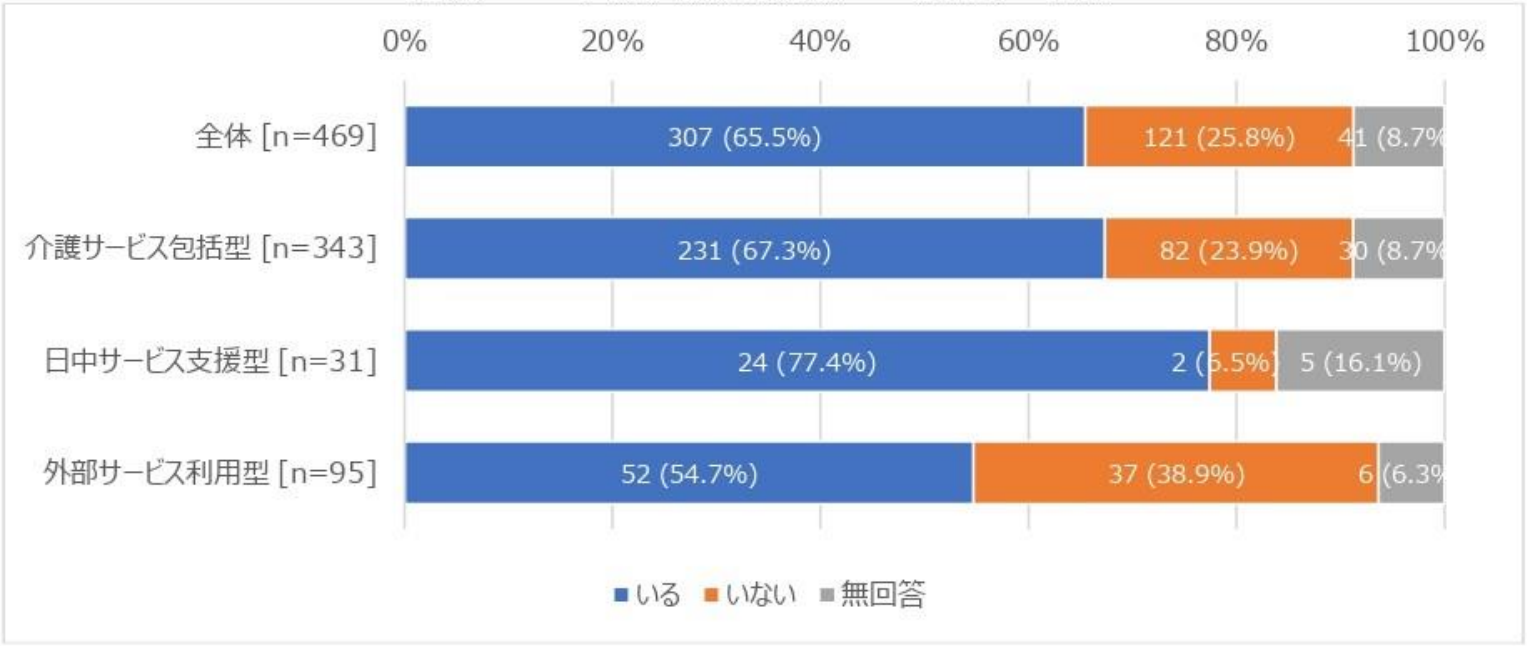
【根拠資料⑪】

(3) 通院同行支援、自立生活支援等の状況

①通院同行支援を行った利用者の有無

令和６年９月に通院同行支援を行った利用者がいるかどうかを聞いたところ、「いる」が 65.5%、「いない」が 25.8%となっている。「いる」と回答した事業所における該当者数は、平均で 5.4 人となっている。

図表 246 通院同行支援を行った利用者の有無



図表 247 通院同行支援を行った利用者数

（単位：人）	全体 [n=304]	介護サービス包括型 [n=228]	日中サービス支援型 [n=24]	外部サービス利用型 [n=52]
平均人数	5.4	5.5	6.9	4.6
合計人数	1,653	1,249	166	238

障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果（令和６年度調査）

②利用者の通院及び通院同行支援を行った人数

利用者の通院及び通院同行支援を行った人数は、1事業所あたりの平均で合計8.3人となっている。うち、「支援あり」（通院同行支援）では月に2回以下の支援が4.4人となっている。また、「支援なし」（自分で通院）は3.3人となっている。

図表 248 利用者の通院及び通院同行支援を行った人数（平均値）

（単位：人）		全体 [n=317]	介護サービス包括型 [n=231]	日中サービス支援型 [n=23]	外部サービス利用型 [n=63]
合計		8.3	8.0	7.7	9.5
支援あり	月に4回以上	0.2	0.2	0.4	0.1
	月に3回	0.4	0.4	1.1	0.1
	月に2回以下	4.4	4.6	5.7	3.3
支援なし		3.3	2.9	0.5	5.9

図表 249 利用者の通院及び通院同行支援を行った人数（実数値）

（単位：人）		全体 [n=317]	介護サービス包括型 [n=231]	日中サービス支援型 [n=23]	外部サービス利用型 [n=63]
合計		2,634	1,857	176	601
支援あり	月に4回以上	66	48	9	9
	月に3回	124	92	25	7
	月に2回以下	1,399	1,058	130	211
支援なし		1,045	659	12	374

障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果（令和６年度調査）

【資料編】

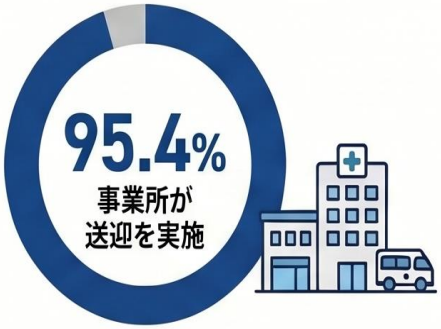
Ⅱ. 各サービスにかかる提案
5. 生活介護

【根拠資料⑫－１】

数字で見る「生活介護」送迎サービスの実態：高い実施率と重度化への対応

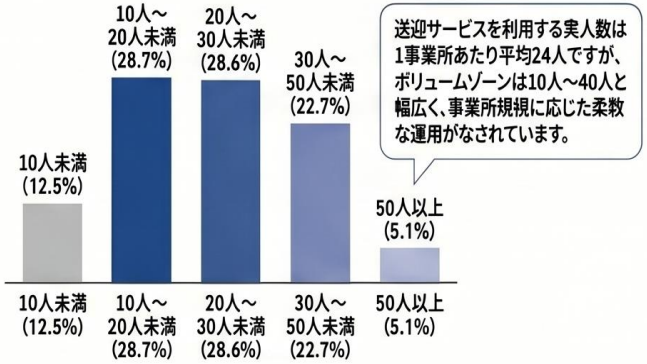


送迎サービスの実施体制



調査対象の1,098事業所のうち、1,047事業所が自前または委託で送迎サービスを提供しており、生活介護において送迎は「標準的なサービス」となっています。

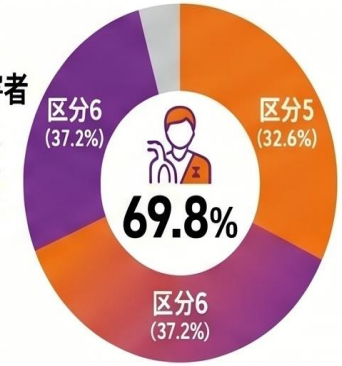
1事業所あたりの平均利用者数は24.0人



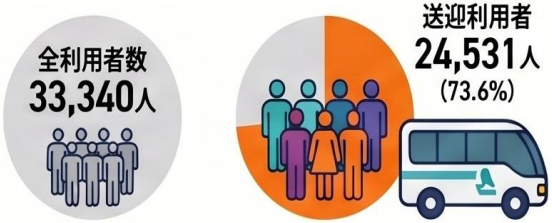
利用者の特性：進む重度化

送迎利用者の69.8%が「区分5」以上の重度障害者

送迎利用者のうち、障害支援区分6が37.2%、区分5が32.6%を占めており、高い専門性と安全配慮が求められる層が送迎のメインユーザーです。



送迎なしでは通所が困難な現状



生活介護の全利用者数33,340人のうち、73.6%にあたる24,531人が送迎サービスを利用しており、サービスの必要性が非常に高いことが裏付けられています。

送迎加算の算定状況と課題

送迎加算(Ⅰ)の取得率は77.0%



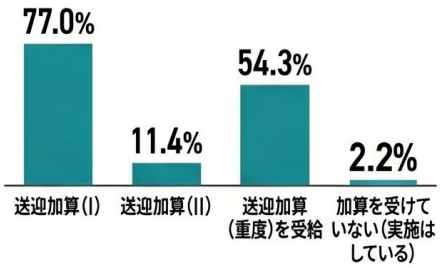
送迎を実施している事業所の中でも、より高い評価である「加算(Ⅰ)」を獲得できているのは約8割強であり、要件の厳しさが伺えます。

重度障害者への対応評価は54.3%



重度障害者への送迎を評価する「送迎加算(重度)」を受給しているのは半数強にとどまっており、体制整備の厳しさや未算定の事業所が3割近く存在します。

加算の種類別算定状況



※日本知的障害者福祉協会 日中活動支援部会 が令和7年度に施した調査結果をもとに作成

【根拠資料⑫－２】

表12　送迎（委託含む）の実施状況

	実施している	実施していない	不明無回答	計
事業所数	1,047	35	16	1,098
%	95.4	3.2	1.5	100

表13　送迎サービス利用者の実人数

	５人未満	５～10人未満	10～15人未満	15～20人未満	20～25人未満	25～30人未満	30～40人未満	40～50人未満	50人以上	小計	不明	計	送迎サービス利用者数	平均利用者数
事業所数	26	105	132	169	166	133	149	89	53	1,022	25	1,047	24,531	24.0
%	2.5	10.0	12.6	16.1	15.9	12.7	14.2	8.5	5.1	97.6	2.4	100	73.6	

表14　送迎サービス利用者の障害支援区分

	非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	不明・未判定	無回答	計
人数	1	0	154	1,489	5,729	8,009	9,121	20	8	24,531
%	0.0	0	0.6	6.1	23.4	32.6	37.2	0.1	0.0	100
全利用者数	2	0	202	2,214	8,148	10,726	11,749	24	275	33,340

表15　送迎加算の受給状況

	①送迎加算（Ⅰ）を受けている	②送迎加算（Ⅱ）を受けている	①及び②以外で送迎加算（Ⅰ）または送迎加算（Ⅱ）いずれかを受けている	加算を受けていない	不明・無回答	計
事業所数	806	119	24	23	75	1,047
%	77.0	11.4	2.3	2.2	7.2	100

表16　送迎加算（重度）の受給状況

	受けている	受けていない	不明・無回答	計
事業所数	515	273	161	949
%	54.3	28.8	17.0	100

令和7年度　全国知的障害児・者施設・事業実態調査（日本知的障害者福祉協会）

（４）入浴支援、送迎の状況

【根拠資料⑫－３】

○入浴支援について、「実施している」事業所は42.3%となっている。入浴支援を実施している事業所で、対象者に強度行動障害を有する者、重症心身障害者、医療的ケアを要する者（重心以外）がいる事業所の入浴支援の実人数・平均時間を見ると、いずれも、利用者１人１回あたりの平均時間は、全体と比べて強度行動障害を有する者等でやや長くなっている傾向が見られる。入浴支援を実施している事業所における入浴支援加算は、「算定している」が44.8%となっている。
○送迎については「送迎を行っている」が93.3%となっている。送迎を行っている事業所で、送迎１回１台あたりの同乗職員数（運転手除く）を聞いたところ、利用者に強度行動障害を有する者、重症心身障害者が半数以上いる事業所で、同乗職員数の多い傾向が見られ、重症心身障害者が半数以上いる事業所では「看護職員」の同乗割合が高くなっている。

入浴支援の実施状況



送迎の実施状況



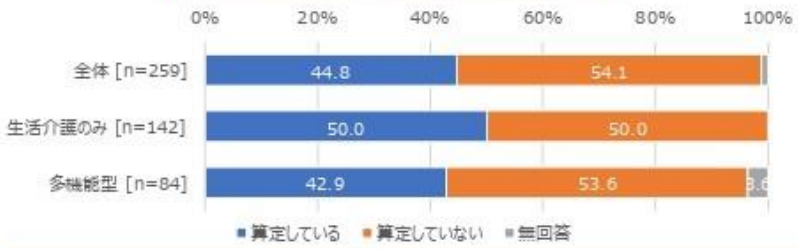
入浴支援の実人数・平均時間

	対象者に強度行動障害者のいる事業所 [n=68]		対象者に重症心身障害者のいる事業所 [n=88]		対象者に医療的ケア者のいる事業所 [n=49]	
	全体	強度行動障害者	全体	重症心身障害者	全体	医療的ケア者
入浴支援を実施した利用者実人数（人）	14.7	3.4	14.8	7.8	15.2	2.8
利用者１人１回あたりの平均時間（分）	28.8	29.8	32.9	35.6	34.7	39.6

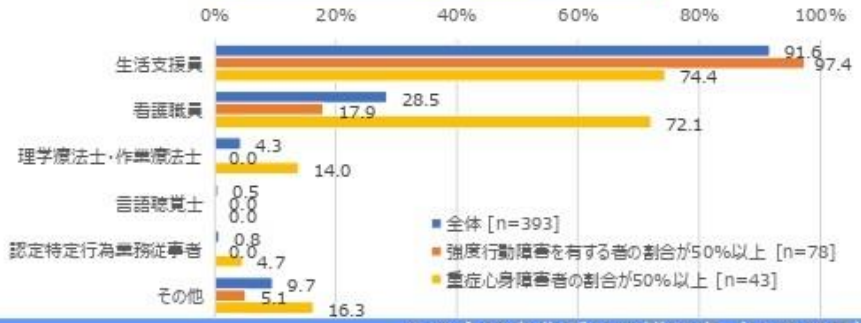
送迎の同乗職員数

（単位：人）	全体 [n=542]	強度行動障害者の割合		重症心身障害者の割合	
		50%以上 [n=95]	50%未満 [n=434]	50%以上 [n=48]	50%未満 [n=481]
同乗する職員数（送迎１回１台あたり）	0.8	0.9	0.7	0.9	0.7

入浴支援加算の算定状況



同乗職員の職種〔複数回答〕



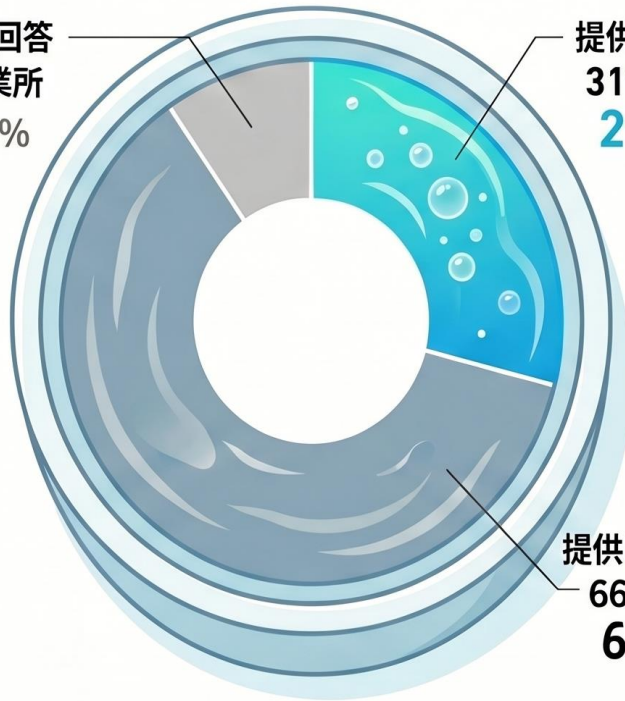
生活介護事業所の実態調査（結果概要）

障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果（令和６年度調査）

【根拠資料⑬－１】

生活介護における入浴サービスの提供と利用の実態

入浴サービスの提供状況



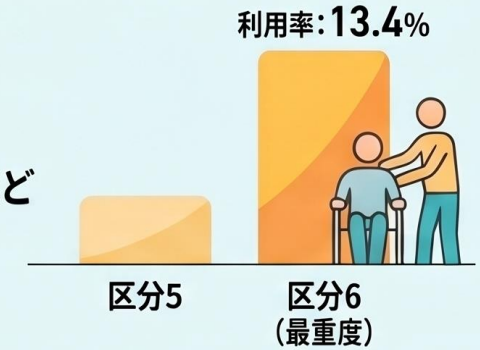
事業所の提供率は約3割に留まる

6割以上の事業所が入浴サービスを提供していない現状があります。
設備や人員の不足が課題で、供給体制の拡充が求められています。

利用者の属性（障害区分・年齢）



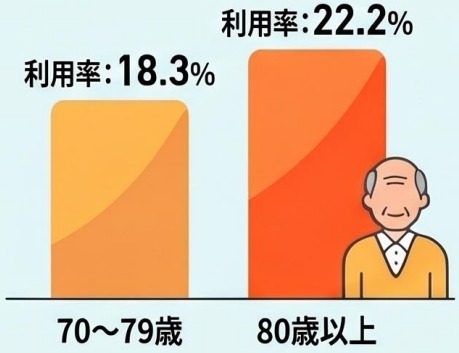
障害区分が重いほど
利用率が高い



区分6の利用者が最も多く、重度者への支援の重要性が示されています。



高齢になるほど
入浴サービスの
必要性が増大



70代・80代では全利用者の約2割が入浴サービスを利用しています。

※日本知的障害者福祉協会 日中活動支援部会 が令和7年度に施した調査結果をもとに作成

【根拠資料⑬－２】

表24　入浴サービスの提供状況

	提供している	提供していない	不明・無回答	計
事業所数	319	667	112	1,098
%	29.1	60.7	10.2	100

表26　入浴サービス利用者の障害支援区分

	非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	不明・未判定	無回答	計
人数	0	0	19	118	456	713	1,570	5	0	2,881
%	0	0	9.4	5.3	5.6	6.6	13.4	20.8	－	8.6
全利用者数	2	0	202	2,214	8,148	10,726	11,749	24	275	33,340

表27　入浴サービス利用者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不明・無回答	入浴サービス利用者実数
人数	73	576	652	506	448	300	176	38	112	2,881
%	6.4	7.4	7.8	7.0	8.1	13.5	18.3	22.2	－	8.6
全利用者数	1,148	7,801	8,314	7,212	5,514	2,217	963	171	－	33,340

表28　入浴サービスを利用する理由

	住まいでの介助の人手がない	住まいの浴室が狭く十分な介助ができない	その他	無回答	計
人数	1,926	391	446	118	2,881
%	66.9	13.6	15.5	4.1	100

表30　入浴支援加算の取得状況

	加算を受けている	加算を受けていない	無回答	計	入浴支援加算対象人数	
					医療的ケアを必要とする者	重症心身障害者
事業所数	126	169	24	319	153	559
%	39.5	53.0	7.5	100		

令和7年度　全国知的障害児・者施設・事業実態調査（日本知的障害者福祉協会 日中活動支援部会）

【根拠資料⑭】

② 生活介護サービス費について

㈠ 生活介護サービス費の基本報酬については、利用者の障害支援区分、利用定員及び所要時間に応じた報酬単価を算定することとする。

所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものである。この所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含まないものである。

生活介護計画の見直しを行い、標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定するものであるが、令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込むものとする。

なお、生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討すること。また、所要時間に応じた基本報酬を算定する際には、次に留意すること。

イ 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計である。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【最終改正】令和6年3月29日　抜粋

【資料編】

Ⅱ. 各サービスにかかる提案
6. 就労支援

（参考）身体・知的障害者の「重度」区分に関する制度・議論の変遷

○　重度区分が設けられている身体障害、知的障害について、その経緯を見ると、
・（身体障害）今後は重度身体障害者の対策に重点を置いていくことが特に肝要であること
・（知的障害）雇用に伴う事業主の負担は相当に大きい状況にあると認められたこと
等が理由とされている。

身体障害

○昭和51年の改正で重度身体障害者の雇用率の計算方法を改正した際の考え方（身体障害者雇用審議会答申（昭和50年12月11日））（抄）

（２）身体障害者雇用率の計算における重度身体障害者の取扱い

従来、身体障害者雇用率の計算に当たっては、障害の重度・軽度の区別無く一律に取り扱われてきたが、今後は重度身体障害者の対策に重点を置いていくことが特に肝要であるので、例えば重度身体障害者１人を雇用した場合には２人として計算するなどにより重度身体障害者の雇用の促進を図ることが重要である。

知的障害

○平成４年の改正で重度知的障害者の雇用率の計算方法を改正した際の考え方（「障害者雇用対策の今後の方向」（平成３年12月　障害者雇用審議会意見書））（抄）

３　精神薄弱者（※）・精神障害回復者の雇用対策の充実

（１）精神薄弱者（※）の雇用の促進

重度精神薄弱者（※）は、重度身体障害者と同様、その雇用に伴う事業主の負担は相当に大きい状況にあることから、身体障害者雇用率制度等の適用に当たっては、このような負担が適正に評価され、調整されるよう、重度身体障害者と同様にその1人をもって２人の精神薄弱者（※）に相当するものとみなすことが適当である。また、重度精神薄弱者（※）についても、短時間勤務の形態によるものであっても、身体障害者雇用率制度等の対象とすることが適当である。

（※）平成３年12月当時の知的障害者の呼称。平成10年の法改正により、呼称を改正。当該記載は意見書の引用のため、旧呼称のまま記載。

（参考）身体障害・重度身体障害の範囲・確認方法

身体障害者・重度身体障害者の範囲

○身体障害者の範囲：障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「促進法」という）第２条第２号において定めており、促進法別表でその範囲が示されている。具体的には、原則として身体障害者障害程度等級表の障害等級が１級から６級までに掲げる身体障害のある者及び７級に掲げる障害が２以上重複している者。

○重度身体障害者の範囲：重度身体障害者の範囲は、促進法第２条第３号において定めており、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「促進法施行規則」という）別表第１で範囲が示されている。具体的には、身体障害者障害程度等級表の１級又は２級に該当する障害を有する者及び同表の３級に該当する障害を２以上重複して有すること等によって２級に相当する障害を有するとされる者。

※障害の具体的な等級については、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に規定

身体障害者・重度身体障害者の確認方法

○原則として身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳によって行う。

○身体障害者手帳を所持しない者については、当分の間、身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）や労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する産業医等の医師が作成した診断書又は意見書により判断

※心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。

8

出典：障害者職業紹介業務取扱要領より障害者雇用対策課が作成

（参考）知的障害・重度知的障害の範囲・確認方法

知的障害者・重度知的障害者の範囲

○知的障害者の範囲：促進法施行規則第１条の２でその範囲が示されている。具体的には、
・児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第９条第６項に規定する知的障害者更生相談所
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第６条第１項に規定する精神保健福祉センター
・精神保健指定医又は促進法第19条の障害者職業センター
により知的障害があると判定された者。
○重度知的障害者の範囲：促進法施行規則第１条の３でその範囲が示されている。具体的には、知的障害者判定機関により知的障害の程度が重いと判定された者。

知的障害者・重度知的障害者の確認方法

○知的障害者であることの確認は、
・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医において判定を受けた者については、原則として療育手帳により、療育手帳を所持していない者については、判定を受けた機関の判定書
・地域センターにおいて判定を受けた者については、地域センターの判定書
のいずれかにより確認するものとする。
○重度知的障害者であることの確認は、知的障害者であることの確認方法と同様である。一方、療育手帳又は知的障害者判定機関による判定書において、その判定が重度とされていない者であっても、その知能指数が60未満の者については、重度知的障害者の基準に該当するものもあることから、これらの者の判定については、地域センターに依頼し、その判定書により確認することとする。

重度知的障害者の判定基準

地域センターの判定において、「知的障害の程度が重い」とは、次のいずれかの要件の範囲に該当するものとしている。
① 知能検査によって測定された知能指数（ＩＱ）が50未満の知的障害者であって、厚生労働省編一般職業適性検査（事業所用（ＧＡＴＢ－Ⅱ））の手腕作業検査盤を使用し、その器具検査１、器具検査２の評価のいずれかが中以下であるもの。
② 知能指数（ＩＱ）が50以上60未満の知的障害者（50未満で上記器具検査１、器具検査２の評価がいずれも上であるものを含む。）であって、知的障害者社会生活能力調査票によって調査された「意思の表示と交換能力」、「移動能力」及び「日常生活の能力」のうちいずれか２つの能力の評価が中以下であるもの。

※ なお、療育手帳の重度区分は市町村ごとに表記の仕方や基準に違いがあること、また、知的障害者判定機関における重度の判定の基準は、地域センターの上記判定基準より、さらに重度のものとなっており、地域センター以外の知的障害者判定機関において重度とはされない者であっても、地域センターでは重度知的障害者であるとされることがあるので留意することが必要。

9

【資料編】

Ⅱ. 各サービスにかかる提案
8. 障害児通所支援
9. 障害児入所支援

【根拠資料⑯－１】

児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移

○全国236か所の児童相談所における令和6年度の児童虐待相談対応件数は 223,691件。

※ 対前年度比▲0.8%（1,818件の減少）（令和5年度：対前年度比＋5.0%（ 10,666件の増加））

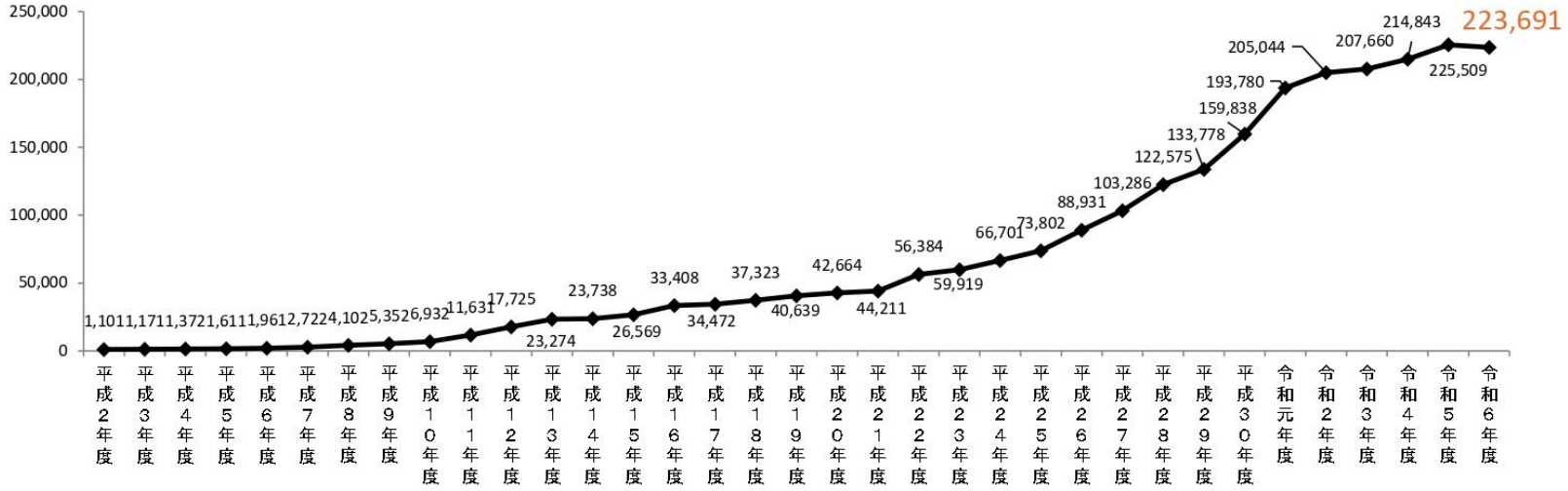
※ 児童相談所における児童虐待相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、援助方針会議等の結果、児童虐待と判断して指導や措置等を行った件数。

【主な傾向】

・心理的虐待に係る対応件数が依然として最も多く、全体の６割近くを占めている。（令和５年度：134,948 件（59.8%） →令和６年度：133,024 件（59.5%））

・相談経路は警察等からが最も多く、全体の半数以上を占めている。（令和５年度：116,649 件（51.7%）→令和６年度：115,644 件（51.7%））

・また、近隣・知人からの通告等による対応件数は減少（令和５年度：22,112 件→令和６年度：19,841 件（▲2,271件））している一方、学校からの通告等による対応件数は増加（令和５年度：16,583 件→令和６年度：17,924 件（＋1,341 件））している。



（注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	223,691
+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%	+5.0%	−0.8%

令和6年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数（こども家庭庁）

児童相談所における児童虐待相談対応件数の虐待種別件数の推移

○　心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待		ネグレクト		性的虐待		心理的虐待		総　数	
平成25年度	24,245	(32.9%)	19,627	(26.6%)	1,582	(2.1%)	28,348	(38.4%)	73,802	(100.0%)
平成26年度	26,181	(29.4%)	22,455	(25.2%)	1,520	(1.7%)	38,775	(43.6%)	88,931	(100.0%)
平成27年度	28,621	(27.7%)	24,444	(23.7%)	1,521	(1.5%)	48,700	(47.2%)	103,286	(100.0%)
平成28年度	31,925	(26.0%)	25,842	(21.1%)	1,622	(1.3%)	63,186	(51.5%)	122,575	(100.0%)
平成29年度	33,223	(24.8%)	26,821	(20.0%)	1,537	(1.1%)	72,197	(54.0%)	133,778	(100.0%)
平成30年度	40,238	(25.2%)	29,479	(18.4%)	1,730	(1.1%)	88,391	(55.3%)	159,838	(100.0%)
令和元年度	49,240	(25.4%)	33,345	(17.2%)	2,077	(1.1%)	109,118	(56.3%)	193,780	(100.0%)
令和2年度	50,035	(24.4%)	31,430	(15.3%)	2,245	(1.1%)	121,334	(59.2%)	205,044	(100.0%)
令和3年度	49,241	(23.7%)	31,448	(15.1%)	2,247	(1.1%)	124,724	(60.1%)	207,660	(100.0%)
令和4年度	49,464	(23.0%)	34,872	(16.2%)	2,393	(1.1%)	128,114	(59.6%)	214,843	(100.0%)
令和5年度	51,623	(22.9%)	36,465	(16.2%)	2,473	(1.1%)	134,948	(59.8%)	225,509	(100.0%)
令和6年度	52,535	(23.5%)	35,612	(15.9%)	2,520	(1.1%)	133,024	(59.5%)	223,691	(100.0%)

※　割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。
※　1件の相談が複数の虐待種別に該当する場合は、主な虐待種別にのみ計上されている。
※　ネグレクトには、保護者以外の者（同居人等）による虐待行為（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待）を保護者が放置した場合も含まれる。

3

令和6年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数（こども家庭庁）

【参考資料】

- 障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関するこれまでの議論のまとめ

- 社会福祉法人京都ライフサポート協会　横手通り43番地「庵」

【参考資料①】

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会 これまでの議論のまとめ（概要）

検討会設置の趣旨

○　障害者支援施設には様々な役割があるなか、更なる地域移行を進めていくため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム等において求められたことを踏まえて、検討会を設置した。
○　上記を踏まえ、**障害者支援施設の役割・機能、あるべき姿及び今後の障害福祉計画の目標の方向性について検討**を行った。

議論のまとめのポイント

1　障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿

①　利用者の意思・希望の尊重

どこで誰と、どのように生活したいか本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進が重要。本人にわかりやすい情報の提供や、あらゆる場面で体験や経験を通じた選択の機会を確保し、本人の自己実現に向けた支援を行う。

②　地域移行を支援する機能

施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等に取り組む。

③　地域生活を支えるセーフティネット機能

地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、施設の有する知識・経験・支援技術等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用を推進する。

④　入所者への専門的支援や生活環境

強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援や、重度化・高齢化した利用者への対応、終末期における看取りまでの支援は、地域における支援体制づくりが求められているとともに、特に施設において求められている役割。

入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境（居室の個室化、日中活動の場と住まいの場の分離など）にすることが重要。

2　今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性

○　**施設待機者の考え方や把握**については、本人ではなく家族による入所希望の扱いや複数施設への申込者の算定方法、緊急性の把握の必要性等の課題について考慮する必要。**実態把握している自治体の事例の共有等、とりうる対応を検討**。
○　次期障害福祉計画でも**地域移行者数や施設入所者数の削減の目標値の設定は必要**。それ以外の目標（障害の程度や年齢に応じた目標等）の設定については、まずは実態把握の方策も含め対応を検討。

今後の対応

○　本検討会の議論のまとめも踏まえ、**第８期障害福祉計画（令和９～11年度）に向けた基本指針の目標等の在り方は障害者部会で議論**していくとともに、**具体的な報酬等の在り方については次期報酬改定等に向けて検討**。

1

【参考資料②】

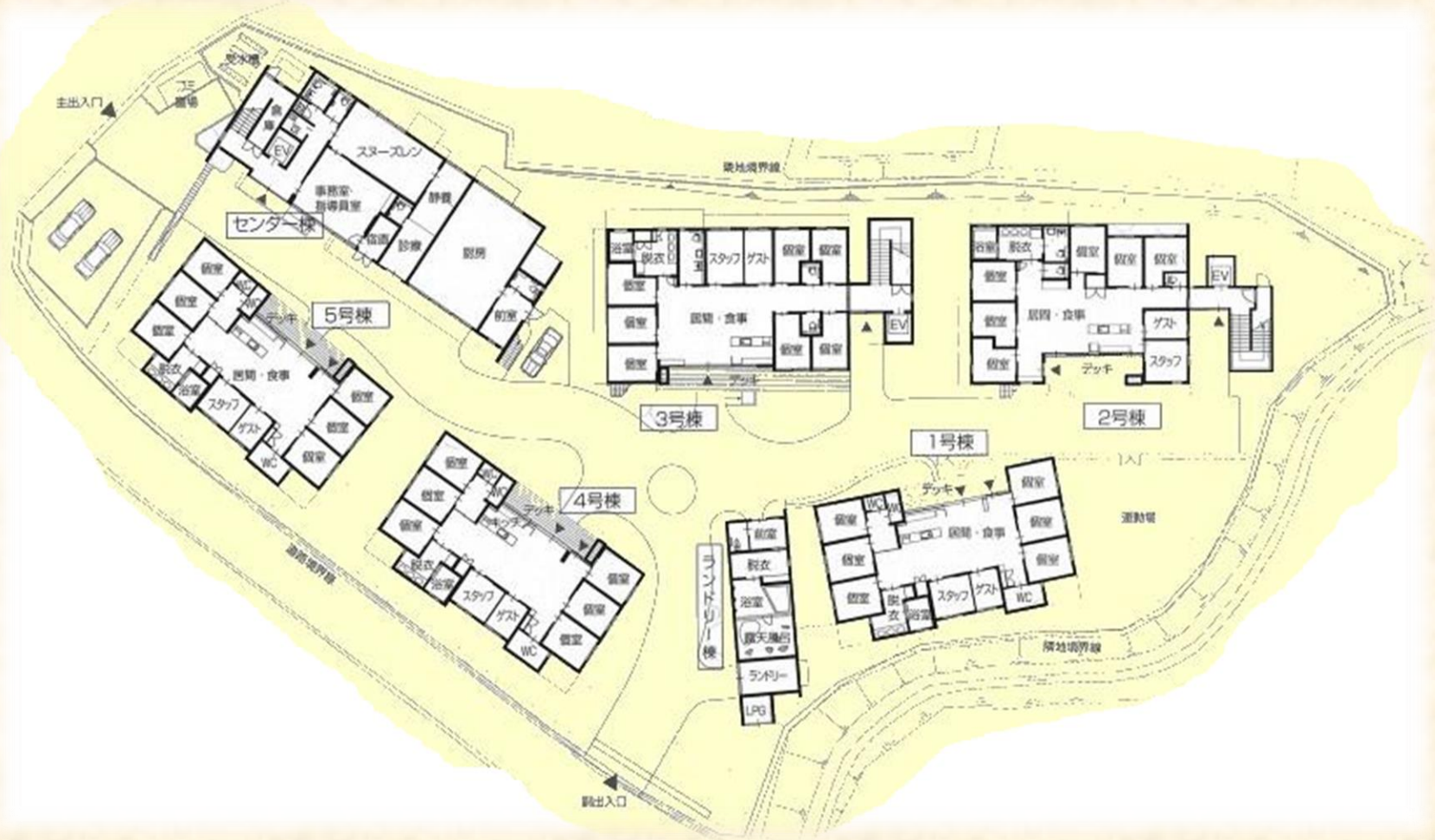











主出入口
センター棟
スタープラン
事務室
指導員室
静養
診療
厨房
前室
5号棟
デッキ
個室
脱衣
浴室
スタッフ
ゲスト
WC
団欒・食事
4号棟
3号棟
2号棟
1号棟
EV
居間・食事
ゲスト
スタッフ
ランドリー棟
前室
露天風呂
ランドリー
LPG
運動場
敷地境界線
道路境界線
裏出入口

「庵」10のコンセプト



1. 完全分棟によるユニット形式
2. デイケアを分離し，場所も人も分ける
3. 暮らしの営みのある毎日
4. 週末帰宅
5. 施設全体がｽﾇｰｽﾞﾚﾝﾙｰﾑに象徴される心地よいと感じられる空間
6. 臭いのしない施設
7. ローテーションのない勤務
8. 駅から徒歩圏内
9. 遮音性の高い良質の建物
10. 約9割の人が最重度知的障がいまたは著しい行動障がいのある人

認知的不協和

周囲の環境や物事に対するさまざまな知覚や信念を『認知』という．認知と実際の行動に矛盾が生じると，人は不協和（＝不快）を感じ，その経験を避けることや認知を歪めることで不協和を低減しようとすることが知られている．社会貢献の志をもって入職したスタッフが，利用者支援の実態に大きなギャップを感じて離職することや，そうした不協和によって認知に歪みが生じ，利用者虐待にまでつながる危険性を認識し，不断に支援環境の改善に取り組まなければならない．

横手通り43番地『庵』/あん'ずデイセンター　利用者状況

障害程度区分/障害状況			
	男性	女性	合計
区分6	32	13	45
			※全員区分6
強度行動障害 該当者数(下記)			
行動関連項目得点 10～17点	9	4	13
行動関連項目得点 18点以上	23	8	31
			※計45名(通所のみ5名含む)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（常勤換算）

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

サービス種類	施設入所支援 / 生活介護 / 短期入所	事業所・施設名	横手通り43番地「庵」 / あんずデイセンター	
定員 40 / 50	前年度の平均実利用者数	施設入所支援：37.9/生活介護：34.0/短期入所：2.4 34.0+2.4=36.4	基準上の必要職員数	24.3
人員配置区分	施設入所支援/生活介護	該当する体制等	常勤看護職員等配置、重度障害者支援Ⅱ、食事提供体制、送迎体制、栄養士配置、 夜勤職員配置、口腔衛生管理体制、中核的人材配置	

| | 職種 | 勤務形態 | 氏名 | 資格の有無 | 第１週 | | | | | | | 第２週 | | | | | | | 第３週 | | | | | | | 第４週 | | | | | | | 4週の合計 | 週平均の勤務時間 | 常勤換算後の人数 |
|---|
| | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | | | |
| | | | | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | | | |
| | 管理者 | 常勤・兼務 | A | 0.0 | 0.0 | 0.00 |
| | SS管理者 | 常勤・兼務 | B | 社会福祉士 | 0.00 | 7.75 | 0.00 | 7.75 | 0.00 | 休 | 休 | 0.00 | 7.75 | 0.00 | 7.75 | 0.00 | 休 | 休 | 0.00 | 7.75 | 0.00 | 7.75 | 0.00 | 休 | 休 | 0.00 | 7.75 | 0.00 | 7.75 | 0.00 | 休 | 休 | 62.0 | 15.5 | 0.40 |
| | サービス管理責任者 | 常勤・専従 | C | 介護福祉士 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 155.0 | 38.8 | 1.00 |
| | サービス管理責任者 | 常勤・兼務 | D | 介護福祉士 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 155.0 | 38.8 | 1.00 |
| デ | 日中活動支援員 | 常勤・兼務 | E | 介護福祉士 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 2.75 | 150.0 | 37.5 | 0.90 |
| デ | 日中活動支援員 | 常勤・兼務 | F | 介護福祉士 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 7.75 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 2.75 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 7.75 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 7.75 | 150.0 | 37.5 | 0.90 |
| デ | 日中活動支援員 | 常勤・兼務 | G | 介護福祉士 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 7.75 | 7.75 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 7.75 | 2.75 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 7.75 | 7.75 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 7.75 | 7.75 | 休 | 150.0 | 37.5 | 0.90 |
| デ | 日中活動支援員 | 常勤・専従 | H | 介護福祉士 | 7.75 | 7.75 | 休 | 7.75 | 7.75 | 休 | 2.25 | 7.75 | 7.75 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 7.75 | 7.75 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 7.75 | 7.75 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 149.5 | 37.4 | 0.90 |
| デ | 日中活動支援員 | 常勤・兼務 | I | 介護福祉士 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 2.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 150.0 | 37.5 | 0.90 |
| デ | 日中活動支援員 | 常勤・専従 | J | 介護福祉士 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 155.0 | 38.8 | 1.00 |
| デ | 日中活動支援員 | 常勤・専従 | K | 介護福祉士 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 155.0 | 38.8 | 1.00 |
| デ | 日中活動支援員 | 常勤・専従 | L | 社会福祉士 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 155.0 | 38.8 | 1.00 |
| デ | 日中活動支援員 | 常勤・専従 | M | 介護福祉士 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 155.0 | 38.8 | 1.00 |
| デ | 日中活動支援員 | 常勤・専従 | N | 介護福祉士 | 6.25 | 6.25 | 6.25 | 休 | 休 | 6.25 | 6.25 | 6.25 | 6.25 | 6.25 | 休 | 休 | 6.25 | 6.25 | 6.25 | 6.25 | 6.25 | 休 | 休 | 6.25 | 6.25 | 6.25 | 6.25 | 6.25 | 休 | 休 | 6.25 | 6.25 | 125.0 | 31.3 | 0.80 |
| | 生活支援員 | 常勤・専従 | O | 社会福祉士 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 155.0 | 38.8 | 1.00 |
| | 生活支援員 | 常勤・専従 | P | 介護福祉士 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 155.0 | 38.8 | 1.00 |
| A | 日中活動支援員 | 非常勤・専従 | Q | 介護福祉士 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | | | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | | | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | | | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | | | | 96.0 | 24.0 | 0.60 |
| A | 日中活動支援員 | 非常勤・専従 | R | | | | | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | | | | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | | | | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | | | | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 72.0 | 18.0 | 0.40 |
| A | 日中活動支援員 | 非常勤・専従 | S | | | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | | | | | 6.00 | 6.00 | | | | | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | | | | | 6.00 | 6.00 | | | | 60.0 | 15.0 | 0.30 |
| A | 日中活動支援員 | 非常勤・専従 | T | 介護福祉士 | 6.00 | | 6.00 | | 6.00 | | | 6.00 | | 6.00 | | 6.00 | | | 6.00 | | 6.00 | | 6.00 | | | 6.00 | | 6.00 | | 6.00 | | | 72.0 | 18.0 | 0.40 |
| A | 日中活動支援員 | 非常勤・専従 | U | | | | 6.00 | | 6.00 | | | 6.00 | | 6.00 | | 6.00 | | | | | 6.00 | | 6.00 | | | 6.00 | | 6.00 | | 6.00 | | | 60.0 | 15.0 | 0.30 |
| A | 日中活動支援員 | 非常勤・専従 | V | | 6.00 | 6.00 | | 6.00 | 6.00 | | | 6.00 | 6.00 | | 6.00 | 6.00 | | | 6.00 | 6.00 | | 6.00 | 6.00 | | | 6.00 | 6.00 | | 6.00 | 6.00 | | | 96.0 | 24.0 | 0.60 |
| A | 日中活動支援員 | 非常勤・専従 | W | | 4.00 | | 4.00 | | 4.00 | | | 4.00 | | 4.00 | | 4.00 | | | 4.00 | | 4.00 | | 4.00 | | | 4.00 | | 4.00 | | 4.00 | | | 48.0 | 12.0 | 0.30 |
| | 日中活動支援員 | 非常勤・専従 | X | 学芸員 | 4.50 | 4.50 | 4.50 | 4.50 | | | | 4.50 | 4.50 | 4.50 | 4.50 | | | | 4.50 | 4.50 | 4.50 | 4.50 | | | | 4.50 | 4.50 | 4.50 | 4.50 | | | | 72.0 | 18.0 | 0.40 |
| ユ | 生活支援員 | 常勤・兼務 | 1 | 介護福祉士 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 2.25 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 149.5 | 37.4 | 1.00 |
| ユ | 生活支援員 | 常勤・兼務 | 2 | 介護福祉士 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 2.25 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 2.25 | 7.75 | 144.0 | 36.0 | 0.90 |
| ユ | 生活支援員 | 常勤・兼務 | 3 | 介護福祉士 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 155.0 | 38.8 | 1.00 |
| ユ | 生活支援員 | 常勤・兼務 | 4 | | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 155.0 | 38.8 | 1.00 |
| ユ | 生活支援員 | 常勤・兼務 | 5 | 介護福祉士 | | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 7.75 | 休 | 休 | | 0.00 | 7.75 | 0.00 | 7.75 | 休 | 休 | | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 7.75 | 休 | 休 | | 0.00 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 54.3 | 13.6 | 0.30 |
| ユ | 生活支援員 | 常勤・専従 | 6 | 介護福祉士 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 155.0 | 38.8 | 1.00 |
| ユ | 生活支援員 | 常勤・専従 | 7 | 社会福祉士 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 155.0 | 38.8 | 1.00 |
| ユ | 生活支援員 | 常勤・専従 | 8 | 初任者研修 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 155.0 | 38.8 | 1.00 |
| ユ | 生活支援員 | 常勤・専従 | 9 | 介護福祉士 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 155.0 | 38.8 | 1.00 |
| ユ | 生活支援員 | 常勤・専従 | 10 | 介護福祉士 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 155.0 | 38.8 | 1.00 |
| ユ | 生活支援員 | 常勤・専従 | 11 | 介護福祉士 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 休 | 休 | 7.75 | 7.75 | 155.0 | 38.8 | 1.00 |
| ユ | 生活支援員 | 常勤・兼務 | 12 | 社会福祉士 | 休 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 7.75 | 休 | 休 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 休 | 0.00 | 休 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 7.75 | 休 | 休 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 休 | 0.00 | 15.5 | 3.9 | 0.10 |
| ユ | 生活支援員 | 常勤・兼務 | 13 | 介護福祉士 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 7.75 | 休 | 休 | 0.00 | 休 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 7.75 | 0.00 | 休 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 7.75 | 休 | 休 | 0.00 | 休 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 7.75 | 0.00 | 休 | 31.0 | 7.8 | 0.20 |
| A | 生活支援員 | 非常勤・専従 | 14 | 介護福祉士 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | | | 120.0 | 30.0 | 0.70 |
| A | 生活支援員 | 非常勤・専従 | 15 | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 3.00 | | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 3.00 | | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 3.00 | | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 3.00 | | | 108.0 | 27.0 | 0.60 |
| A | 生活支援員 | 非常勤・専従 | 16 | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | | | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | | | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | | | | 6.00 | 6.00 | 6.00 | 6.00 | | | | 96.0 | 24.0 | 0.60 |
| |
| A | 看護師 | 常勤・兼務 | | 看護師 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 0.00 | | | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 0.00 | | | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 0.00 | | | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 0.00 | | | 112.0 | 28.0 | 0.70 |
| A | 看護師 | 常勤・専従 | | 看護師 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | | | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | | | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | | | 7.00 | 7.00 | | 7.00 | 7.00 | | | 133.0 | 33.3 | 0.80 |
| A | 看護師 | 非常勤・兼務 | | 看護師 | | 3.50 | | 3.50 | | | | | 2.00 | | 3.50 | | | | | 3.50 | | 3.50 | | | | | 3.50 | | 3.50 | | | | 26.5 | 6.6 | 0.10 |
| |
| | 管理栄養士 | 常勤・専従 | | 管理栄養士 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | | | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | | | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | | | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | 7.75 | | | 155.0 | 38.8 | 1.00 |
| | 医師 | 嘱託 | | 医師 | 4.00 | | | | 4.0 | 1.0 | 0.00 |
| | 合計 | | | | 227.5 | 228.8 | 218.0 | 213.0 | 205.0 | 92.5 | 99.8 | 233.5 | 227.3 | 225.8 | 205.3 | 206.8 | 92.5 | 92.5 | 227.5 | 228.8 | 218.0 | 213.0 | 205.0 | 99.8 | 92.0 | 233.5 | 228.8 | 222.8 | 213.0 | 206.8 | 92.0 | 92.5 | 4765 | 1191.3 | 31.4 |
| | 1週間に当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数 | 38.75 | |
| | サービス提供時間 | | | | 7.5 | 7.5 | 7.5 | 7.5 | 7.5 | | | 7.5 | 7.5 | 7.5 | 7.5 | 7.5 | | | 7.5 | 7.5 | 7.5 | 7.5 | 7.5 | | | 7.5 | 7.5 | 7.5 | 7.5 | 7.5 | | | 150 | | |

職員の人数・勤務時間

職種	現員	区分		常勤換算	始業時間	終業時間	備考
		常勤	非常勤				
施設長/管理者	1	1	ー	1	9:00	17:30	休憩(12:00～12:45)
副施設長	1	1	ー	1	9:00	17:30	〃
サービス管理責任者	1	1	ー	1	6:30	20:45	休憩(9:30～16:00)
ユニットスタッフ	20	18	2	13.1	6:30	20:45	〃
					16:00	翌9:30	＊夜勤/休憩2時間
デイ変則勤務スタッフ	2	2	ー	2	9:00	17:30	休憩(12:00～12:45)※変則
					6:30	15:00	＊早出 休憩(12:00～12:45)
					12:30	20:45	＊遅出 休憩(16:00～16:45)
デイスタッフ	21	11	10	15.1	9:00	17:30	休憩(12:00～12:45)※変則
医師	1	ー	1	ー	ー	ー	嘱託
看護師	4	ー	4	2.1	ー	ー	休憩(12:00～12:45)
栄養士	1	1	ー	1	9:00	17:30	休憩(12:00～12:45)
調理員	委託						

※平均勤続年数:11.5年 / 平均年齢 42歳

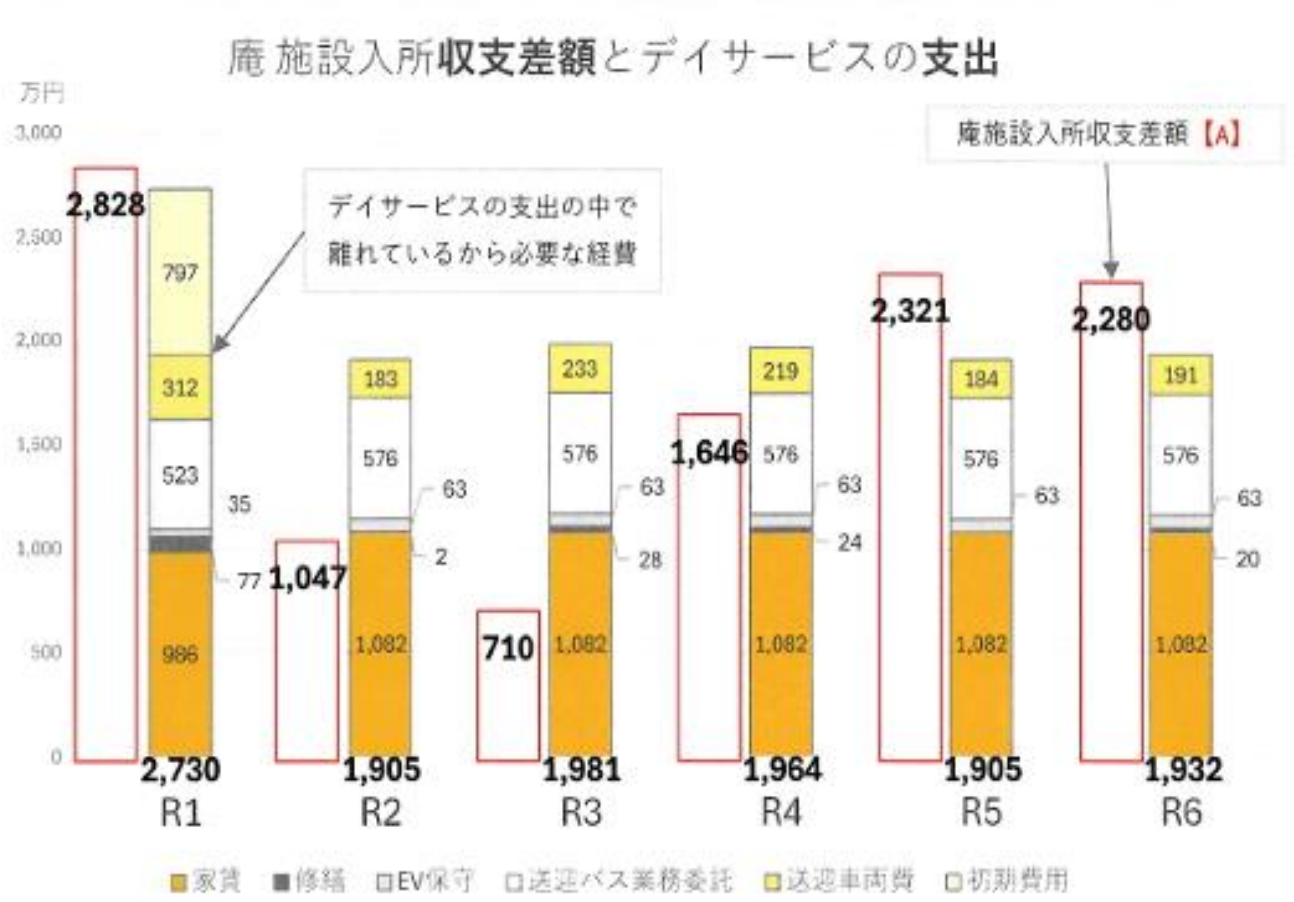
職員配置(日中活動)

グループ名		大地	ソレイユ	デザイン	クロス	フロント	アトリギャベ	ステッチ	合計
利用者数		6	8	4	9	3	9	6	45
職員配置	スタッフ	2	2	1	2	2	2	1	12
	アシスタント		2				1	1	4

職員配置(ユニット)

ユニット名	1丁目	2丁目	3丁目	5丁目	6丁目	7丁目	8丁目	合計
利用者数	4	6	6	6	6	6	6	40
職員配置	2	2	1	1	1	1	1	9
夜間配置数	3							3


庵施設入所収入と支出
万円
20,000
18,000
16,000
14,000
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0
事業活動収入
15,501
15,095
15,511
15,404
15,131
18,227
【A】
119
66
200
1,300
158
330
2,487
3,086
5,313
12,674
R1
1,200
332
146
2,472
3,289
6,610
14,048
R2
1,200
332
117
3,017
3,935
6,200
14,801
R3
332
94
2,672
3,347
7,114
13,758
R4
332
74
3,351
3,323
5,732
12,810
R5
4,010
3,472
8,280
15,947
R6
入件費
事業費
事務費
その他支出
リース返済
借入金返済



●庵の施設入所支援の収支差額（2,280万円）に占める施設敷地外の活動に伴う支出（1,932万円）の収支差（348 万円）は、庵の施設入所支援の事業活動収入（18,227万円）全体の1.9％である。これ以外に計上していない他事業からのヘルプ等も多くあることから、余裕は全くない状況である。

社会福祉法人 京都ライフサポート協会
2026.4.9集計